

佐久市保健福祉審議会 次第

日時 平成30年 8月 9日 (木)

午後1時30分～

会場 佐久市議会棟 全員協議会室

1 開 会

2 委嘱書交付

3 会長あいさつ

4 審 議 事 項 第二次佐久市障がい者プラン（骨子案）について【資料1】

5 報 告 事 項 ・第5期佐久市障害福祉計画及び第1期佐久市障害児福祉計画について
【資料2】

・第2期佐久市子ども・子育て支援事業計画の策定について【資料3】

6 そ の 他

7 閉 会

第二次佐久市障がい者プラン（骨子案）

1 計画の目的

本市では、障害者基本法に基づき、「みんながいきいきと安心して暮らせるまちづくり」を基本理念とした「第一次佐久市障害者プラン」（平成 21 年度～30 年度を計画期間とし、中間年度に「後期計画（平成 26 年度～30 年度）」に見直し）により、障がい者施策を推進してきました。

この間、平成 24 年 6 月に、障害者自立支援法に代わり「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が制定され、基本理念として「共生社会」を目指す方向性が掲げられました。また、平成 28 年 5 月には、障がい者の社会参加の促進や障がい児支援の拡充などについて加えた「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、平成 30 年 4 月から施行されています。

さらに、平成 28 年 4 月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（「障害者差別解消法」）が施行され、障がいを理由とする差別の解消を推進し、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指した取組が始まっています。

市においても、平成 30 年 4 月に「佐久市手話言語条例」を施行し、障がい者に対する理解の促進及びコミュニケーションの支援の取組について、更なる推進を図っているところです。

障がいのある人もない人も、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、国の施策の動向やこれまでの市の取組の方向性を踏まえつつ、障がい者の社会参加の促進や共生社会の実現に向け、なお一層取り組んでいく必要があります。このため、「第一次佐久市障がい者プラン後期計画」で取り組んできた各施策を検証し、障がい者を取り巻く様々な社会的障壁の除去や課題を解消することで、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現に向けた障がい者施策をさらに推進していくため、新たに「第二次佐久市障がい者プラン」を策定します。

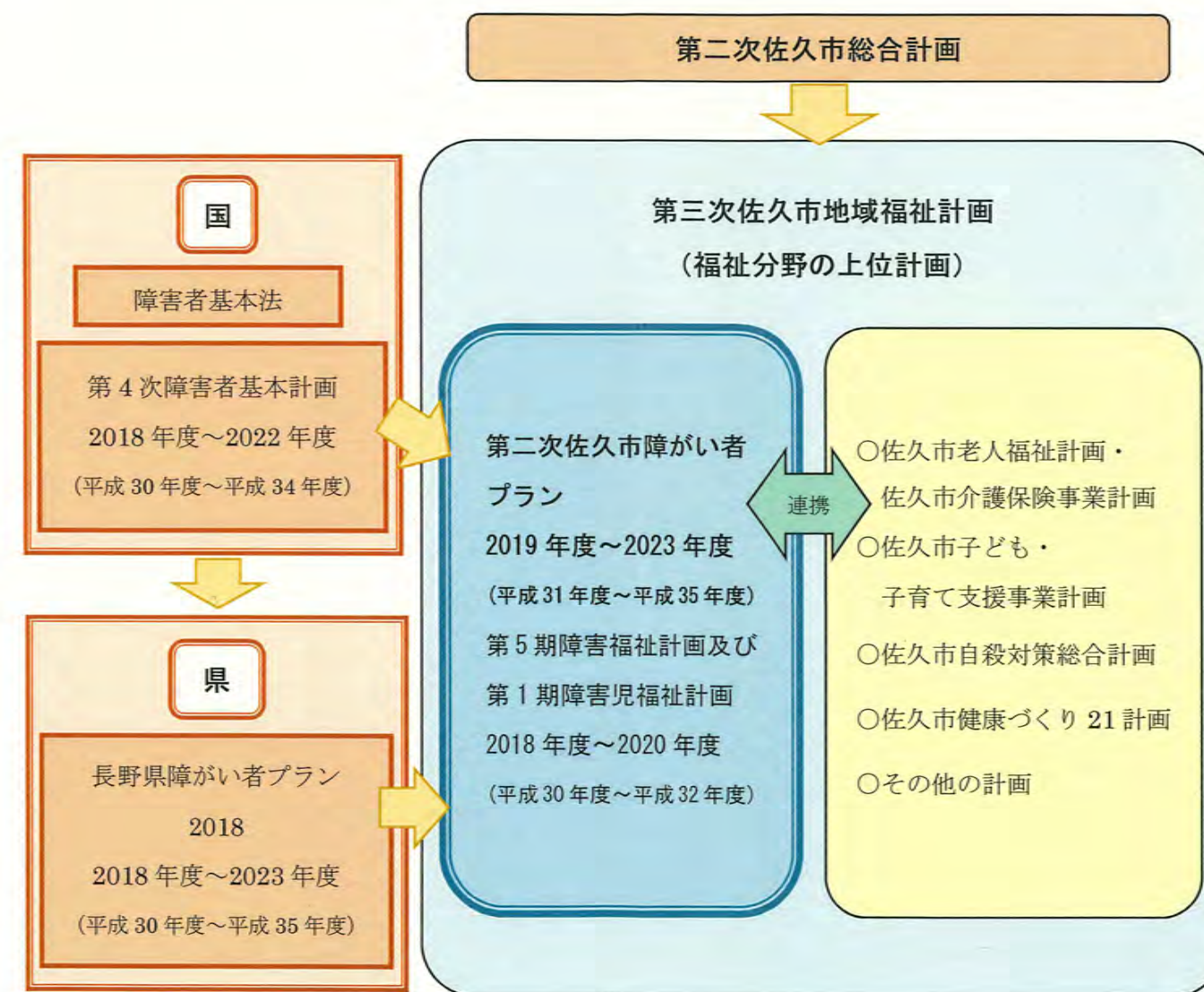
2 障がい者の概念

本計画における「障がい者」は、障害者基本法に定める「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。

なお、「障がい」という表記について、「障害」の「害」の字は、「有害」「被害」などの否定的でマイナスのイメージが強い言葉に用いられるため、「障害」の表記を法令名、固有名詞などを除き、原則として、「障がい」と表記します。

3 計画の位置付け

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づき、障がい者施策の基本方向を総合的、体系的に定め、「第二次佐久市総合計画」を上位計画とし、「第三次佐久市地域福祉計画」の基本理念の実現の一翼を担う計画です。



4 現計画の基本的施策の現状と課題

第1章 地域での自立生活への支援

現状	障がい者の日中活動や居住の場の拡充について、各事業所に働きかけを行うなど、障がい者が望む自立した地域生活を送るための支援を進めています。しかし、こうした日中活動や居住の場などは、利用者の増加やニーズの多様化により依然として不足している状況にあります。 日中活動の場である福祉的就労の場は、平成30年4月1日現在、定員372人に対して登録者が409人おり、定員を大きく上回っています。また、今後、特別支援学校からの卒業生の増加などにより、なお一層の利用が見込まれます。「第一次佐久市障がい者プラン後期計画」の数値目標の一つである「福祉的就労の場の拡大」では、平成30年度の福祉的就労の場の定員数を370人としており、平成29年度現在達成していますが、予想以上に登録者数が伸びており、福祉的就労の場が不足している状況です。
課題	障がい者の日中活動や居住の場を確保するため、就労継続支援事業所や生活介護事業所、グループホームなどを増やす必要があります。また、障がいの特性やニーズに応じた、安定かつ適切なサービスの提供が必要です。



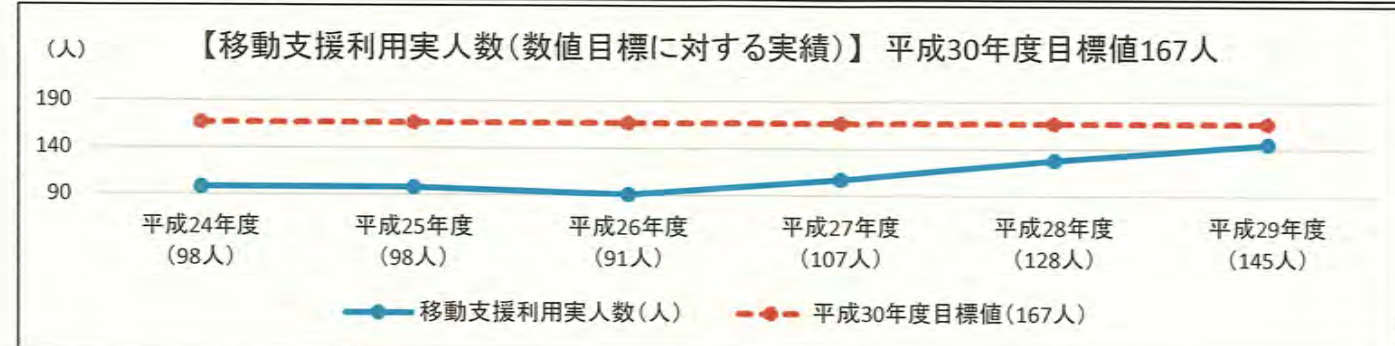
第2章 人権の尊重と社会参加の促進

現状	障がい者の虐待や差別防止を図るための市民に対する啓発、障がい者に対するコミュニケーションの支援などにより、障がい者の人権の尊重と社会参加を促進しています。しかし、障がい者に対する虐待などの事例は依然として発生しています。 また、手話通訳者、要約筆記者などが年々減少してきており、派遣要請に対して登録者が足りない状況です。佐久圏域で通訳者を用意できない場合、他の圏域に依頼しており、平成29年度においては、手話通訳で5件、要約筆記で7件を、他圏域に依頼しました。「第一次佐久市障がい者プラン後期計画」の数値目標の一つである「佐久市登録手話通訳者・要約筆記奉仕員数」では、平成30年度の手話通訳者・要約筆記奉仕員数を45人としていますが、達成は難しい状況です。
課題	障がい者の人権の尊重のために、市民が障がい者に対する理解を深め、合理的配慮によって社会的障壁を取り除き、みんながお互いに理解を深め支え合う「心のバリアフリー」を推進する必要があります。 また、手話通訳者、要約筆記者など、障がい者に対するコミュニケーションを支援する人材の育成・確保を推進するなど、障がい者の社会参加を促進する取組を強化する必要があります。



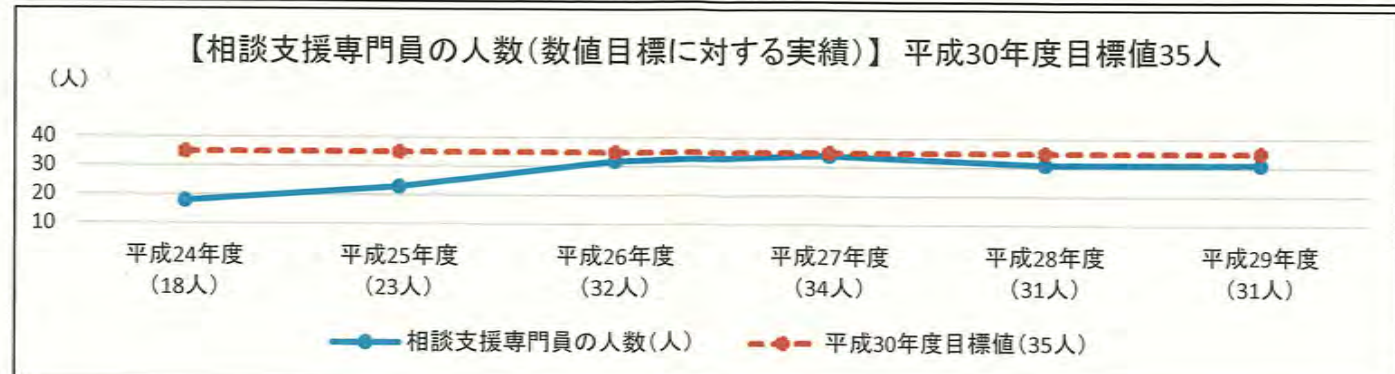
第3章 安心して暮らせる地域づくりの推進

現状	ユニバーサルデザインの考え方を基本とした、建物の改修などに合せたバリアフリー化の実施や、佐久市社会福祉協議会にボランティアセンターを設置することで、ボランティア活動の活性化を図るなど、障がい者が安心して暮らせる地域づくりを推進しています。建物のバリアフリー化については、現在、順次進めているところであり、また、市民に対するボランティアに関する周知が十分でない状況にあります。 また、障がい者の社会参加を促進するため、移動支援事業の周知を図っております。「第一次佐久市障がい者プラン後期計画」の数値目標の一つである「移動支援利用実人数」では、平成30年度の移動支援利用実人数の目標を167人としていますが、達成は難しい状況です。 ※移動支援事業とは、屋内外での移動が単独では困難な障がい者に対して、地域での自立生活および社会参加の促進を図るため、外出の支援を行う事業です。
課題	引き続き、建物の改修などに合わせたバリアフリー化の実施や、市民に対するボランティア活動の情報発信を行うことなどにより、障がい者が安心して暮らせる地域づくりの推進のための施策を図る必要があります。 また、障がい者の社会参加を促進するため、引き続き、移動支援事業の周知を図って行く必要があります。



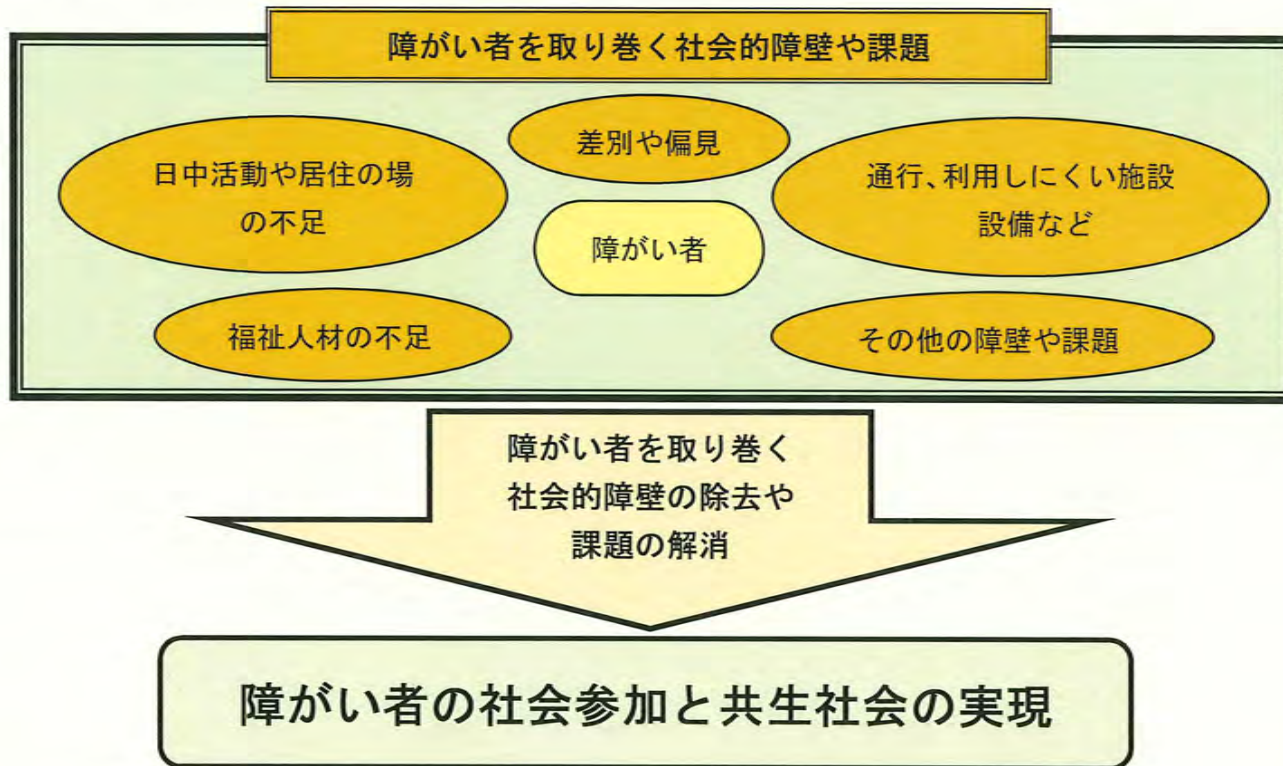
第4章 総合的な支援体制の充実

現状	佐久市療育支援センターにおける児童発達支援の実施や、ライフステージに応じた支援、そして相談支援専門員による適切なサービスの提供などを行い、総合的な支援体制の充実を図っています。しかし、利用者の増加などにより福祉人材や福祉サービスの提供体制が不足している状況です。「第一次佐久市障がい者プラン後期計画」の数値目標の一つである「相談支援専門員の人数」では、平成30年度の相談支援専門員の人数の目標を35人としていますが、達成は難しい状況です。
課題	関係機関などが連携を深め、多様な障がいや、障がい者のライフステージに応じた総合的な支援施策の推進を図る必要があります。 また、利用者一人ひとりのニーズに応じたサービスを提供するため、福祉人材の充実を図る必要があります。



5 今後の施策の方向性

現状と課題を踏まえ、障がい者を取り巻く、差別や偏見などの社会的障壁の除去や、日中活動や居住の場の不足などの課題を解消し、障がい者の社会参加と共生社会の実現を目指した施策を推進していく必要があります。



6 基本理念

急速に進む少子高齢化社会と人口減少によって、社会経済環境が様々に変化する中で、みんなが社会に参加・貢献していくことができる、共生社会の実現が求められています。

これは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会であり、この実現のためには、障がいのある人の社会参加を妨げる原因となる社会的障壁の除去や課題を解消し、障がいのある人が社会参加できるような環境整備が必要です。

また、「障がい」は、障がい者本人だけの課題ではなく、社会全体の課題としてとらえ、家族、地域社会、行政などが共に支え合っていく必要があります。

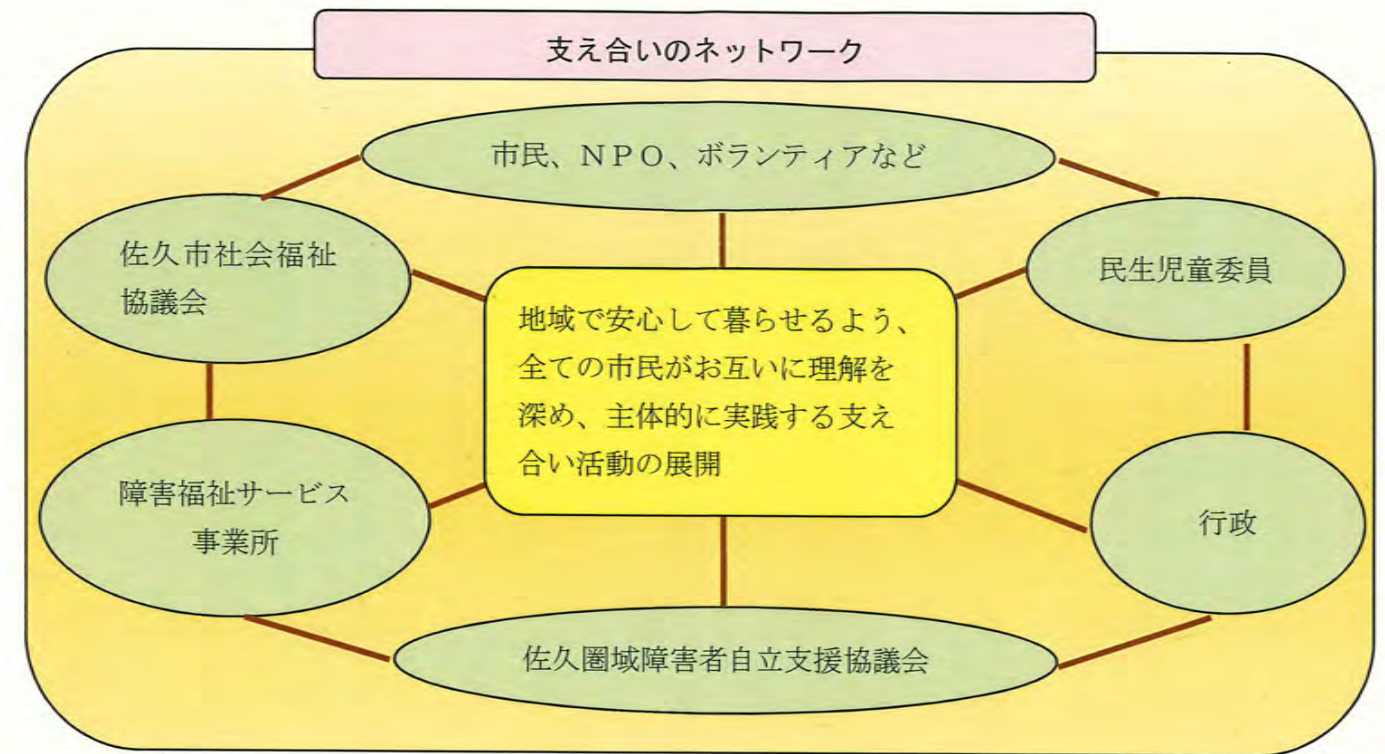
こうした状況を踏まえ、「第二次佐久市障がい者プラン」では、障がい者を取り巻く社会的障壁や課題を明らかにし、これを取り除く施策を推進することで、「みんなが共に支え合い安心して暮らせるまちづくり」を目指します。

みんなが共に支え合い安心して暮らせるまちづくり
(共生社会の実現)

7 施策の推進体制

障がい者を取り巻く環境が大きく変化し、多様化している中で、公的サービスだけでは、障がい者の社会参加を促進し、共生社会を実現することは出来ません。

みんなが共に支え合い、地域で安心して暮らせるようにするためのネットワークを構築するため、市内の様々な社会資源が連携し、それぞれの立場で積極的に行動していくよう推進を図って行く必要があります。



8 計画の期間

2019年度から2023年度（平成31年度から平成35年度）までの5年間

(参考) 県プランとの関係

	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)	2022年度 (平成34年度)	2023年度 (平成35年度)
県	長野県障がい者プラン2018(6年間)					
佐久市	第一次佐久市障がい者プラン後期計画(5年間)		第二次佐久市障がい者プラン(5年間)			
県及び佐久市	第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画			第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画(仮)		

第二次佐久市障がい者プラン 施策体系・概要（案）

計画期間 2019年度～2023年度（平成31年度～平成35年度）5年間

基本理念

基本的施策

分野別施策

みんなが共に支え合い安心して暮らせるまちづくり

第1章 地域での自立生活への支援

障がい者が、住み慣れた地域で自分らしく生活していくため、日中活動や居住の場の不足などの課題を解消し、必要な保健福祉サービスの充実と、生活基盤の安定や就労支援のための施策を推進します。
また、障がい者が自ら選択し、自分らしく安心して生活していくため、必要なサービス基盤の整備などを進め、障がい者の地域生活の充実を図ります。

第2章 障がいへの理解と権利擁護の推進

障がい者などへの差別や偏見のような意識上の障壁を取り除き、全ての人々が相互に理解を深め支え合う「心のバリアフリー」を推進し、みんなが共に支え合う共生社会の実現を目指します。
また、障がい者が自らの権利を守り、障がいを理由とした不当な差別や虐待を受けることがないよう、障がい者の権利を擁護する取組を推進します。

第3章 安心して暮らせる地域づくりと社会参加の促進

誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めるとともに、ボランティア活動や地域における住民支え合い活動などの地域福祉活動を推進します。
また、手話・要約筆記などの意思疎通の支援や、情報コミュニケーション支援、スポーツ・レクリエーション・文化芸術活動の振興など、障がい者自らが生きがいをもって社会参加できる施策の充実を図ります。

第4章 総合的な支援体制の充実

障がい者が地域で暮らし、安心して日常生活を送るために、福祉人材の不足などの課題を解消し、一人ひとりのニーズに沿ったサービスを提供するための相談支援体制の拡充を図ります。
また、保健・医療・福祉・教育など関係機関が連携を深め支え合い、多様な障がいや、障がい者のライフステージに応じて、きめ細かなサービスを行うための総合的な支援施策を推進します。

第1節 地域生活移行を支援する在宅福祉サービスの充実

第2節 サービスの質の確保

第3節 生活基盤の安定

第4節 就労支援の充実

第1節 障がいへの理解に対する啓発の推進

第2節 権利擁護施策の充実

第1節 人にやさしいまちづくりの推進

第2節 コミュニケーションの充実

第3節 防犯・防災対策の充実

第4節 地域福祉活動の推進

第5節 スポーツ・レクリエーション・文化芸術活動の振興

第1節 相談支援体制の充実

第2節 障がい児の療育体制の充実

第3節 保健・医療サービスの充実

第4節 福祉教育の推進

第二次佐久市障がい者プラン策定スケジュール(案)

項目		平成29年度				平成30年度																														
		1月	2月	3月	4月	5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月
						上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	
事務局						骨子作成												素案作成			素案修正													印刷・製本		
						他課への依頼 取りまとめ													他課への依頼 取りまとめ																	
	諮問													骨子																						
審議会	審議会【諮問、答申】	● 1/24												● 8/9																						
	障害者福祉部会協議												●																							
庁内検討	企画調整幹事会												● 7/6	骨子																						
	企画調整委員会												● 7/17																							
	部長会議																																			
	庁内検討部会																																			
議会(全協)																																				
市民参加	意見聴取※		●																																	
	市民意見公募																																			
	市民意見公表																																			

※意見聴取については、以下の15団体について実施させていただきました。(順不同、敬称略)

佐久市身体障害者福祉協会、佐久市手をつなぐ育成会、笑みの会、小諸養護学校、社会福祉法人からし種の会、特定非営利活動法人ウィズハートさく、重心通園事業所ひまわり、佐久こまば学園、佐久の泉共同作業センター、臼田共同作業センター、トライアングル、ワークサポートこすもす、ケイジンピアサポートセンターもちづき、らいおんハート遊びリテーション児童デイ佐久南、佐久コスモスワークス

參考資料

章	目標項目	平成24年度(実績)	平成25年度(実績)	平成26年度(実績)	平成27年度(実績)	平成28年度(実績)	平成29年度(実績)	平成30年度(目標)		
第1章	①日常生活用具給付件数	実績	1,978件	1,970件	2,032件	2,152件	2,222件	2,235件	目標	2,966件
		現状	日常生活用具の給付事業の周知を図るなど、障がい者のニーズに沿った給付を進めてきました。しかし、身体障害者手帳所持者数が毎年ほぼ横ばいで推移していることもあり、平成30年度の目標を達成することは難しい状況です。							
		課題	制度の周知は進んで来ていると考えられますが、引き続き周知を図って行く必要があります。							
	②福祉的就労の場の拡大	実績	320人	320人	380人	380人	380人	372人	目標	370人
		現状	障がい者の福祉的就労の場の拡大について、各事業所に働きかけを行うなど、障がい者が望む自立した地域生活を送るための支援を進めています。平成30年度の目標は、平成29年度の時点で達成していますが、予想以上に需要が伸びており、福祉的就労の場が不足している状況です。							
		課題	障がい者の日中活動や居住の場を確保するため、事業所への引き続きの働きかけや、障がいの特性やニーズに応じた、安定かつ適切なサービスの提供が必要です。							
	③就労継続支援B型事業所の月額平均工賃(一人当たり)	実績	13,962円	13,740円	15,352円	14,624円	14,786円	15,142円	目標	17,500円以上
		現状	障害者就労施設からの優先的な物品の調達や出店先の確保など、工賃の上昇を支援する取組を推進しています。しかし、平成30年度の目標を達成することは難しい状況です。							
		課題	利用者の工賃水準の向上が、利用者の社会参加につながることから、引き続き福祉的就労の工賃向上を図る必要があります。							
第2章	①佐久市登録手話通訳者・要約筆記奉仕員数	実績	25人	37人	36人	34人	34人	31人	目標	45人
		現状	佐久広域連合障害者相談支援センターと連携し、手話通訳奉仕員・要約筆記奉仕員の養成講座を開催するなど、コミュニケーションを支援する人材の養成を図ってきました。しかし、手話通訳者などについては、資格を得るまでの期間が長いなど、他の仕事をしながら資格取得することが難しいため年々減少しており、不足している状況です。							
		課題	平成30年4月より佐久市手話言語条例を施行していることもあり、引き続き、手話通訳者や要約筆者などの人材養成を図る必要があります。							
	②手話通訳等派遣回数	実績	151回	157回	105回	152回	194回	148回	目標	210回
		現状	市で行う講演会などに手話通訳者などの設置を促進するなど、周知を図ってきました。講演会などでの、手話通訳の配置は増加していますが、平成30年度の目標を達成することは難しい状況です。							
第3章	①移動支援利用実人数	実績	98人	98人	91人	107人	128人	145人	目標	167人
		現状	障がい者の社会参加を促進するため、余暇活動などを支援する移動支援事業の周知を図っております。しかし、平成30年度の目標を達成することは、難しい状況です。							
		課題	障がい者の社会参加を促進するため、引き続き、移動支援事業の周知を図って行く必要があります。							
	②災害時住民支え合いマップ作成	実績	208行政区	212行政区	230行政区	236行政区	239行政区	239行政区	目標	240行政区
		現状	災害時に援護が必要な障がい者などを、迅速かつ安全に避難誘導するために、災害時住民支え合いマップの作成を進めてきました。1行政区を残してマップは作成されている状況です。							
第4章	①相談支援専門員の人数	実績	18人	23人	32人	34人	31人	31人	目標	35人
		現状	障害福祉サービス提供事業所などに制度の周知や協力を働きかけることで、相談支援専門員の充実を図ってきました。しかし、平成30年度の目標を達成することは難しい状況です。							
		課題	利用者一人ひとりのニーズに応じたサービスを提供するため、相談支援専門員の充実を図る必要があります。							
	②指定相談支援事業所数	実績	11事業所	11事業所	14事業所	15事業所	15事業所	15事業所	目標	23事業所
		現状	障害者自立支援協議会などを通じて指定相談支援事業所の増加について働きかけを行ってきました。しかし、平成30年度の目標を達成することは難しい状況です。							
課題	事業所の増加について、引き続き、障害者自立支援協議会などを通じて働きかけを行っていく必要があります。									

第 5 期佐久市障害福祉計画及び 第 1 期佐久市障害児福祉計画

(平成30年度から平成32年度まで)

佐 久 市



平成30年3月

目 次

第1章	計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	2
1	計画策定の趣旨・・・・・・・・	2
2	計画の位置づけ・・・・・・・・	2
3	基本理念・・・・・・・・	2
4	障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する基本的な考え方・・	4
5	計画の期間・・・・・・・・	4
第2章	障がい者の状況・・・・・・・・	5
1	人口の推移・・・・・・・・	5
2	障がい者の状況・・・・・・・・	6
(1)	身体障がい者の状況・・・・・・・・	7
(2)	知的障がい者の状況・・・・・・・・	8
(3)	精神障がい者の状況・・・・・・・・	9
第3章	障がい者等に係る福祉サービスの体系・・・・・・・・	10
	障害者総合支援法及び児童福祉法によるサービス・・・・・・・・	10
第4章	障害福祉・障害児福祉計画の成果目標・・・・・・・・	11
1	福祉施設入所者の地域生活への移行について・・・・・・・・	11
2	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について・・	13
3	地域生活支援拠点等の整備・・・・・・・・	14
4	福祉施設から一般就労への移行等について・・・・・・・・	15
5	障がい児支援の提供体制の整備等・・・・・・・・	18
第5章	障害福祉サービス等の必要な量の見込み・・・・・・・・	20
1	障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量（活動指標）の見込み 及び見込み量確保のための方策・・・・・・・・	20
(1)	訪問系サービス・・・・・・・・	20
(2)	日中活動系サービス・・・・・・・・	22
(3)	居住系サービス・・・・・・・・	24
(4)	相談支援事業・・・・・・・・	25
(5)	障がい児支援・・・・・・・・	26
2	障害福祉サービス等の基盤整備・・・・・・・・	28
第6章	地域生活支援事業の見込み量・・・・・・・・	30
1	地域生活支援事業の見込み量・・・・・・・・	30
2	見込み量確保のための方策・・・・・・・・	35

第1章 計画の概要

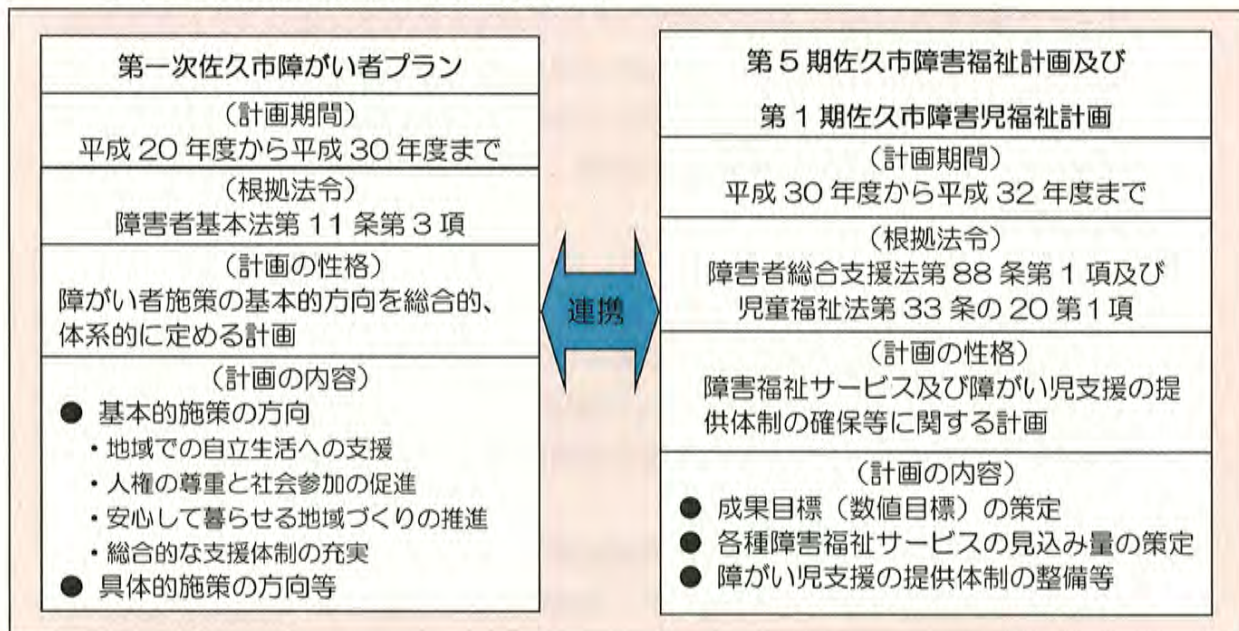
1 計画策定の趣旨

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第88条第1項及び児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づき、国の基本指針に即して、障害福祉サービスや障がい児支援の提供体制の確保等について、計画的に図られるようにすることを目的として策定するものです。

第4期佐久市障害福祉計画が、平成29年度末をもって終了することから、これまで実施してきた施策の成果や課題等を踏まえて、平成30年度からの新たな計画となる「第5期佐久市障害福祉計画及び第1期佐久市障害児福祉計画」を策定することとしました。

2 計画の位置づけ

この計画は、「第二次佐久市総合計画」を上位計画とする「第一次佐久市障がい者プラン」を踏まえ、策定するものです。



3 基本理念

佐久市は、第一次佐久市障がい者プランの基本理念である「みんなが生きいきと安心して暮らせるまちづくり」を踏まえ、共生社会の実現を図り、障がい者等が日常生活又は社会生活を営むために、可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう、次に掲げる点を基本理念とし、障害福祉計画及び障害児福祉計画を策定しました。

(1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業、児童通所支援等の提供体制の整備を進めます。

(2) 市を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

市を中心とし、社会福祉法人、医療法人、NPO法人等地域の社会資源との連携を図りつつ、身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病患者等の障がい種別によらない一元的なサービスの実施を進めます。

(3) 入所から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所（福祉施設への入所をいう。以下同じ。）から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現する必要があります。このために、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を関係機関とともに進めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域の住民が、社会の構造の変化や暮らしの変化等を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、住民一人ひとりの暮らしや生きがいを共に創り、地域共生社会の実現に向けた取組を進めます。

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制づくりを進めます。

4 障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する基本的な考え方

(1) 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

- ア 地域生活で必要とされる訪問系サービスの確保
- イ 障がい者等が希望する日中活動系サービスの確保
- ウ グループホーム等の充実及び佐久圏域における地域生活支援拠点等の整備
- エ 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- オ 障がい児が地域で安心して暮らし成長できる支援の充実

(2) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

福祉に関する各般の問題について、障がい者等からの相談に応じる体制整備に加えて、サービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成支援、個別事例における専門的な指導や助言を行うほか、特定・一般相談支援事業所の充実を図ります。

(3) 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

教育、保育等の関係機関と連携を図ったうえで、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を可能な限り身近な場所で提供する体制の構築を図ります。

5 計画の期間

第5期佐久市障害福祉計画及び第1期佐久市障害児福祉計画の期間は、国の基本指針により、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
障害者計画			第一次佐久市障がい者プラン後期計画					第二次佐久市障がい者プラン					
障害福祉計画	第3期		第4期			第5期							
障害児福祉計画							第1期						

「障がい」という表記について

「障害」の「害」の字は、「有害」「被害」などの否定的でマイナスのイメージが強い言葉に用いられるため、佐久市では、「障害」の表記を法令名、固有名詞などを除き、原則としてひらがなの「がい」を用いることとしました。本計画でも、「障害」を原則として、「障がい」と表記しています。

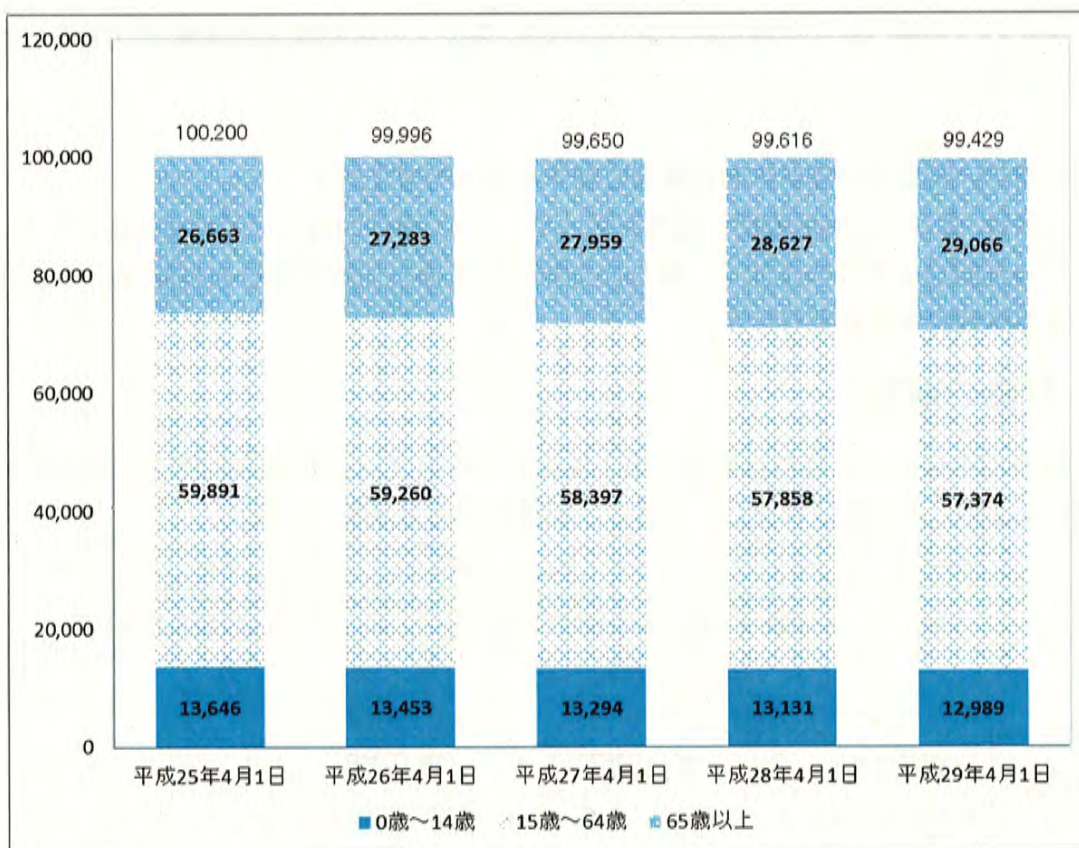
第2章 障がい者の状況

1 人口の推移

住民基本台帳によると、本市の人口は平成 25 年が 100,200 人、平成 27 年が 99,650 人、平成 29 年が 99,429 人になっており、減少傾向にあります。

また、平成 29 年の総人口に占める年齢 3 区分別人口は、14 歳以下の年少人口が 13.1%、65 歳以上の老年人口は 29.2%となっています。平成 25 年からの 4 年間の推移では、年少人口が減少する一方で、老年人口は増加傾向にあります。

年齢 3 区分別人口の推移（人）



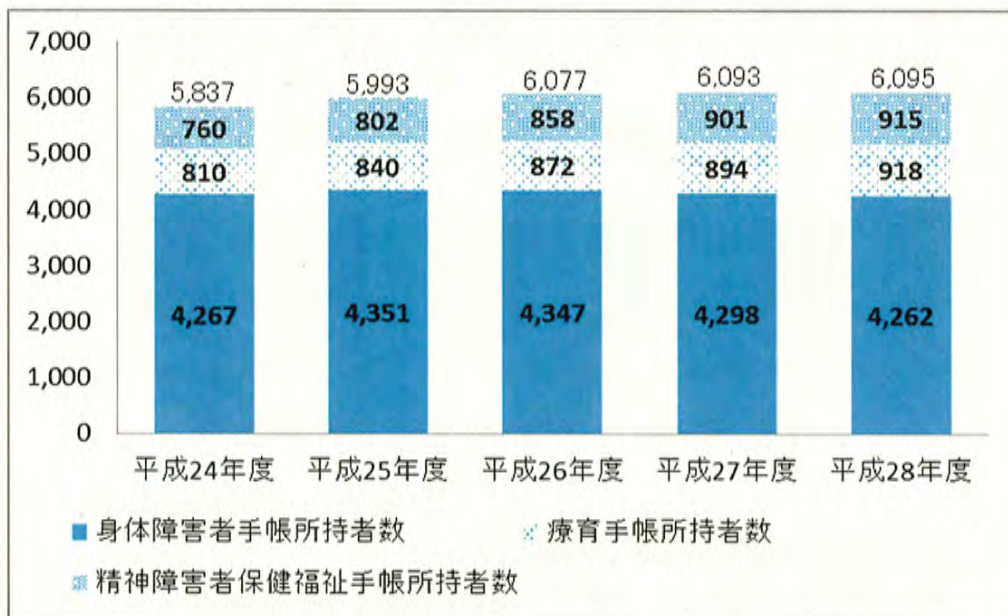
各年4月1日現在〔資料：住民基本台帳〕

2 障がい者の状況

障がい者手帳の所持者数は平成 24 年度の 5,837 人から年々増加し、平成 28 度は 6,095 人で、平成 24 年度に比べると 258 人（4.4％）増加しています。

総人口に占める手帳所持者の割合（総人口比）も年々上昇し、平成 28 年度は 6.1％となっています。

障がい者手帳所持者数の推移（人）



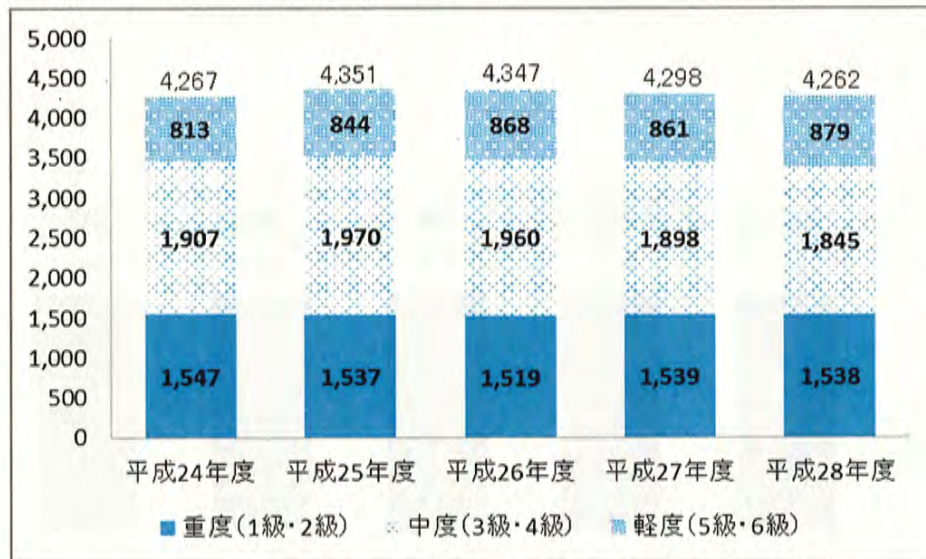
各年度 3 月 31 日現在〔資料：福祉課〕

(1) 身体障がい者の状況

ア 身体障害者手帳所持者数（障がい等級別）

平成 28 年度の身体障害者手帳所持者数は 4,262 人で、平成 24 年度の 4,267 人に比べ、ほぼ横ばいとなっています。また、平成 28 年度の等級別の状況では、中度（3 級・4 級）の所持者が全体の 43.3 で最も多くなっています。

障がい等級別手帳所持者の状況（人）

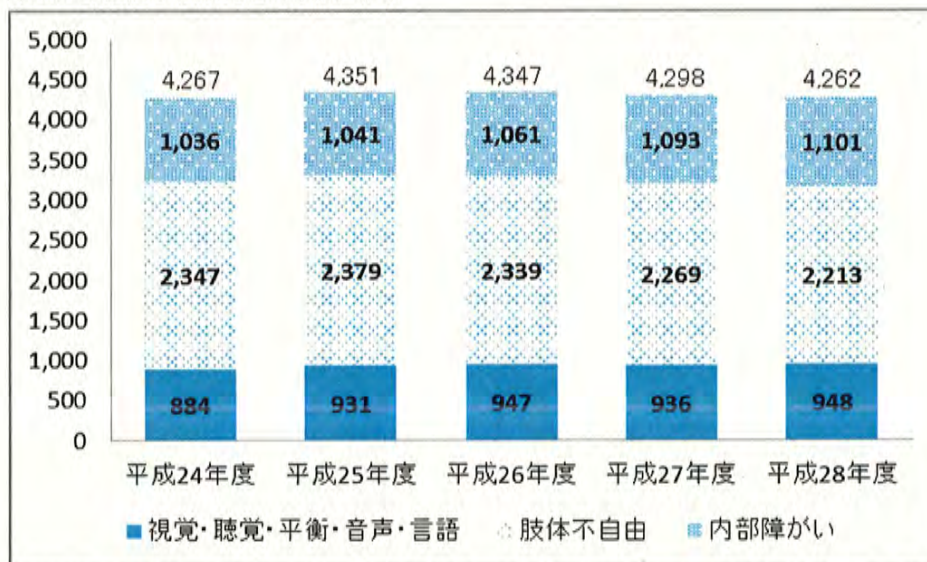


各年度 3 月 31 日現在〔資料：福祉課〕

イ 身体障害者手帳所持者数（障がい部位別）

障がい部位別の状況は、平成 28 年度では肢体不自由障がいが 51.9%と半数を超え、次に内部障がいが 25.8%となっており、2 つの障がいで全体の 77.8%を占めています。

障がい部位別手帳所持者の状況（人）

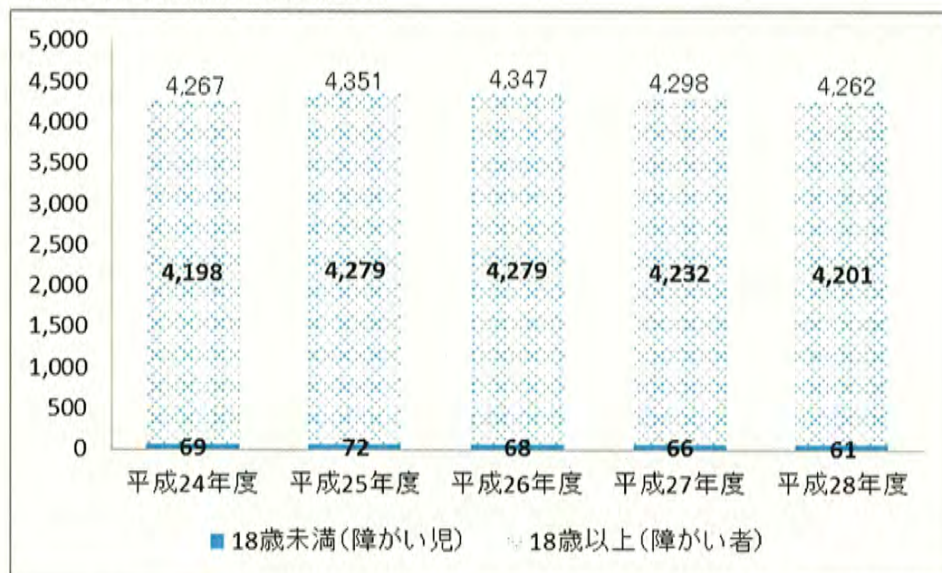


各年度 3 月 31 日現在〔資料：福祉課〕

ウ 身体障害者手帳所持者数（年齢区分別）

年齢区分では、平成 28 年度の 18 歳未満の身体障がい児は全体の 1.4%、18 歳以上の身体障がい者が 98.6%となっています。

年齢区分別手帳所持者の状況（人）



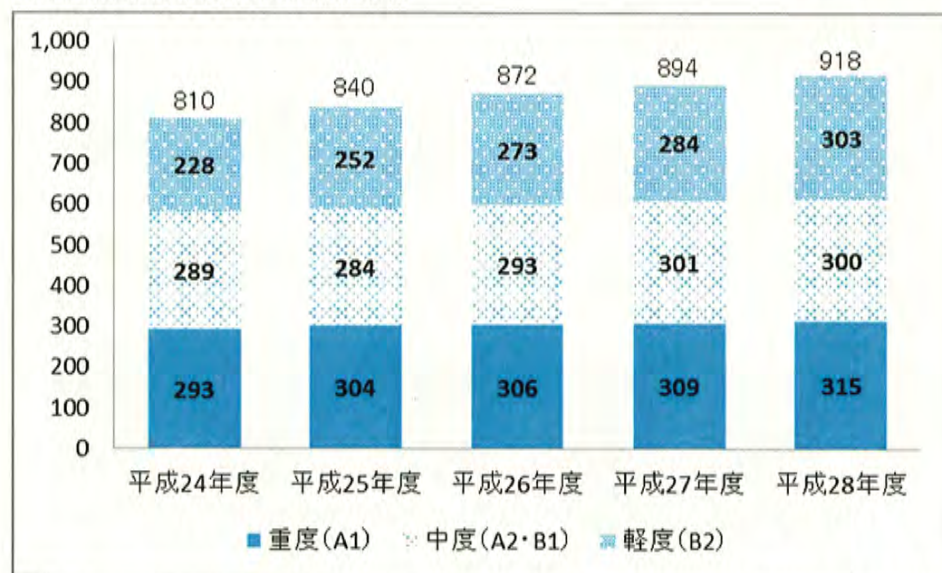
各年度 3 月 31 日現在〔資料：福祉課〕

（2）知的障がい者の状況

ア 療育手帳所持者数（障がい程度別）

平成 28 年度の療育手帳所持者数は 918 人で、平成 24 年度の 810 人に比べると、108 人（13.3%）の増加となっています。程度別では、重度（A1）の所持者が 22 人（7.5%）の増加、中度（A2・B1）の所持者が 11 人（3.8%）の増加、軽度（B2）の所持者が 75 人（32.9%）増加しています。

障がい程度別手帳所持者の状況（人）

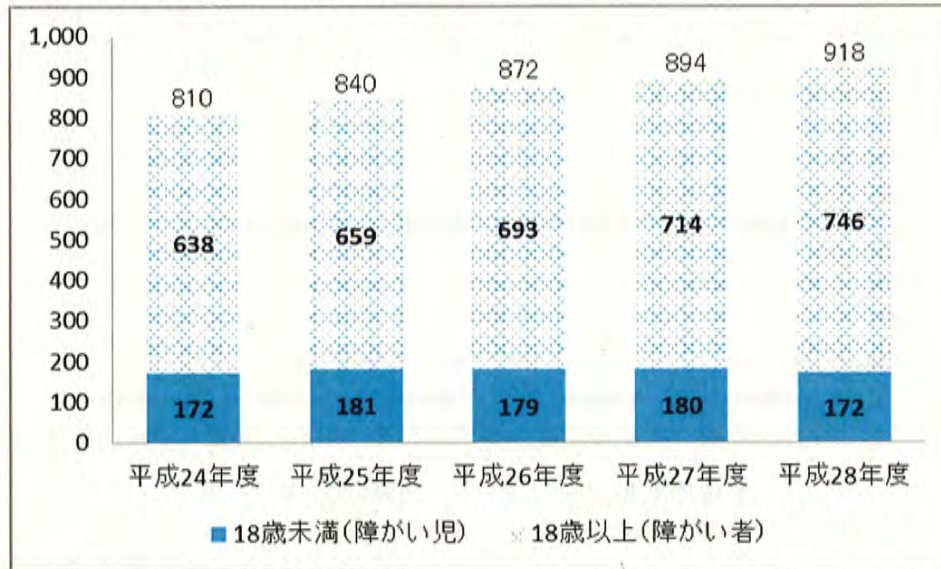


各年度 3 月 31 日現在〔資料：福祉課〕

イ 療育手帳所持者数（年齢区分別）

年齢区分では、平成28年度の18歳未満の障がい児は18.7%と、全体の約5分の1を占めており、18歳未満の身体障がい児の1.4%と比較すると、療育手帳所持者のほうが、障がい児の占める割合が高いことが伺えます。

年齢区分別手帳所持者の状況（人）



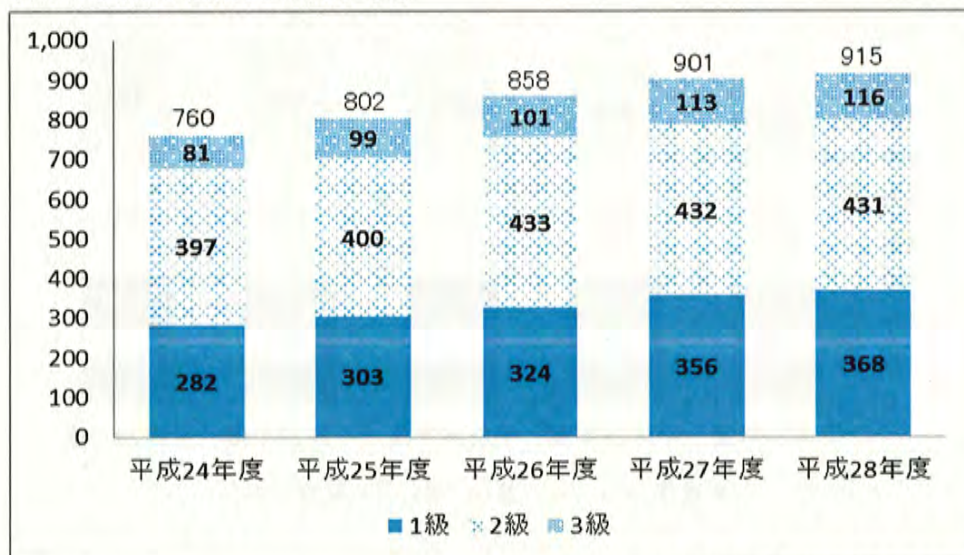
各年度3月31日現在〔資料：福祉課〕

(3) 精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数（障がい等級別）

平成28年度の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、915人となっており、平成24年度の760人に比べ、155人（20.4%）増加しています。等級別では、1級所持者が86人（30.5%）、2級所持者が34人（8.6%）、3級所持者が35人（43.2%）増加しています。

障がい等級別手帳所持者の状況（人）

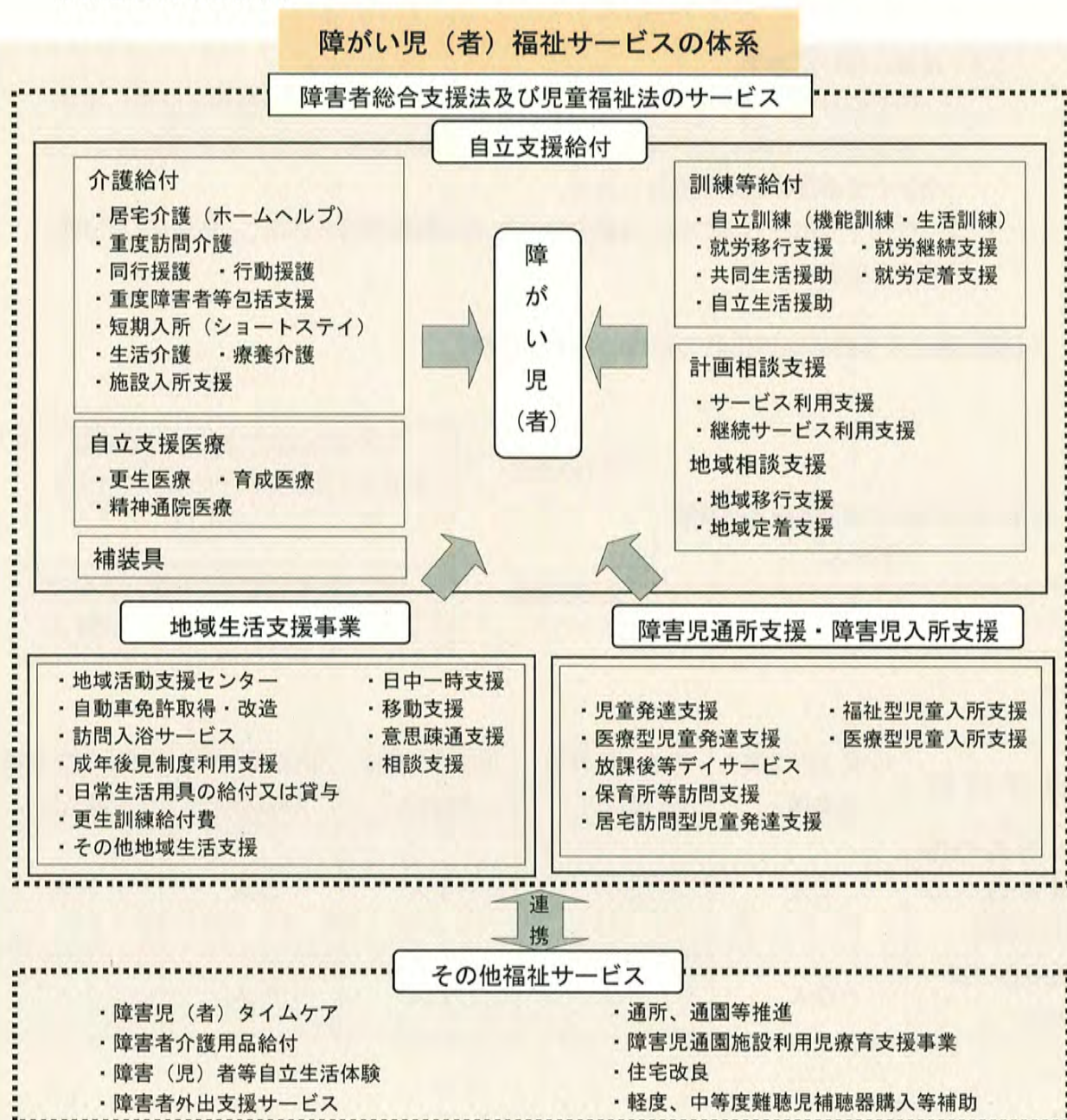


各年度3月31日現在〔資料：福祉課〕

第3章 障がい者等に係る福祉サービスの体系

障害者総合支援法及び児童福祉法によるサービス

障害者総合支援法は、地域社会における共生の実現に向けて、障がい者等が自立した日常生活・社会生活を営むことが出来るよう、障がいの種別等にかかわらず、共通の制度により福祉サービスや公費負担医療を提供するもので、障害者総合支援法によるサービスの全体像は、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」で構成されています。また、18歳未満の障がい児については、これに加えて児童福祉法によるサービスの提供を受けることもできます。



第4章 障害福祉・障害児福祉計画の成果目標

1 福祉施設入所者の地域生活への移行について

(1) 目標値について

現在、福祉施設に入所している障がい者の地域移行を進め、自宅やグループホーム等へ移行する人数を見込み、平成32年度末までの地域移行者数の目標を、19人と設定します。

また、これに併せて平成32年度末までの福祉施設入所者の減少人数の目標を4人と設定します。

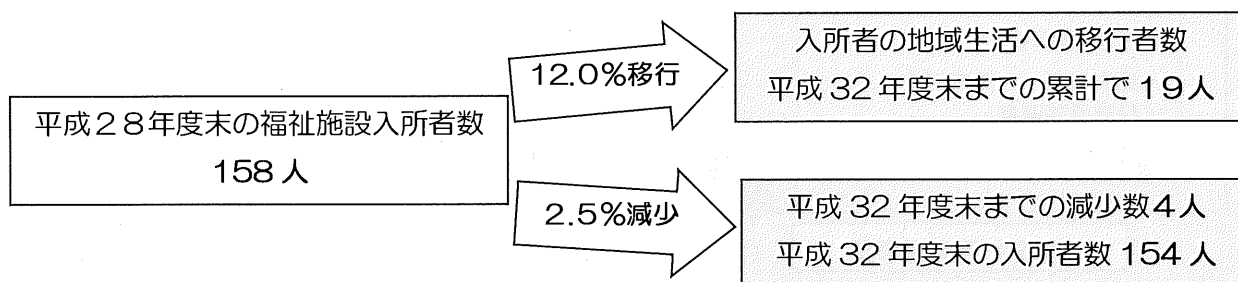
(2) 推進に向けた施策

ア 障害福祉サービス事業所と連携し、グループホームの施設整備を促進します。

イ 地域生活への移行が円滑に進むよう、地域移行支援・地域定着支援事業などの相談支援事業の活用を促進します。

ウ グループホーム等の宿泊体験や自立生活体験事業等を活用し、地域移行を段階的に進めます。

【福祉施設入所者の地域生活の移行に関する目標】



目標項目	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込み)	平成30年度 (見込み)	平成31年度 (見込み)	平成32年度 (見込み)
入所者の地域生活への移行者数	1人	3人	4人	5人	7人
入所者の減少数	0人	1人	1人	1人	1人

〈参考：第4期佐久市障害福祉計画の進捗状況〉

入所者の地域生活への移行者数

基準値	地域生活への移行者数				目標
平成25年度の入所者数	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	合計(見込み)	平成29年度末
149人	0人	1人	3人	4人	18人
	目標の22.2%				〈基準値の12.1%〉

入所者の減少数

基準値	入所者の減少数				目標
H25年度の入所者数	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	合計(見込み)	平成29年度末
149人	0人	0人	1人	1人	6人
	目標の16.7%				〈基準値の4%〉

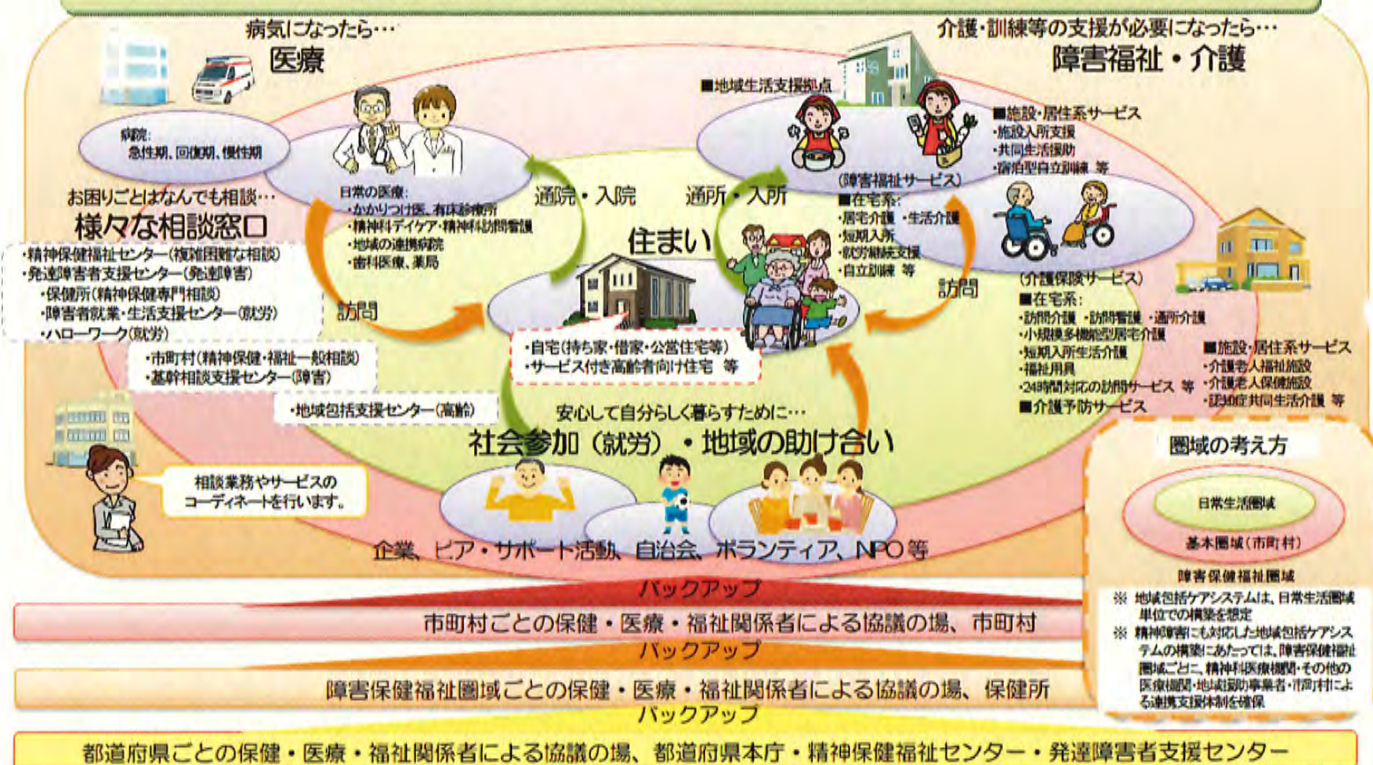
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について

精神障がい者が、地域の一員として自分らしく安心して暮らすために、精神病床における長期入院患者の地域移行を進めることは、精神病院による努力だけでは限界があることから、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）・地域の助け合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があります。

このような精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたり、平成32年度末までに保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置を目指し、佐久圏域での検討を進めていきます。

目 標 項 目	目 標 内 容
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	平成32年度末までに、圏域に保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する。

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について（イメージ）



厚生労働省ホームページより引用

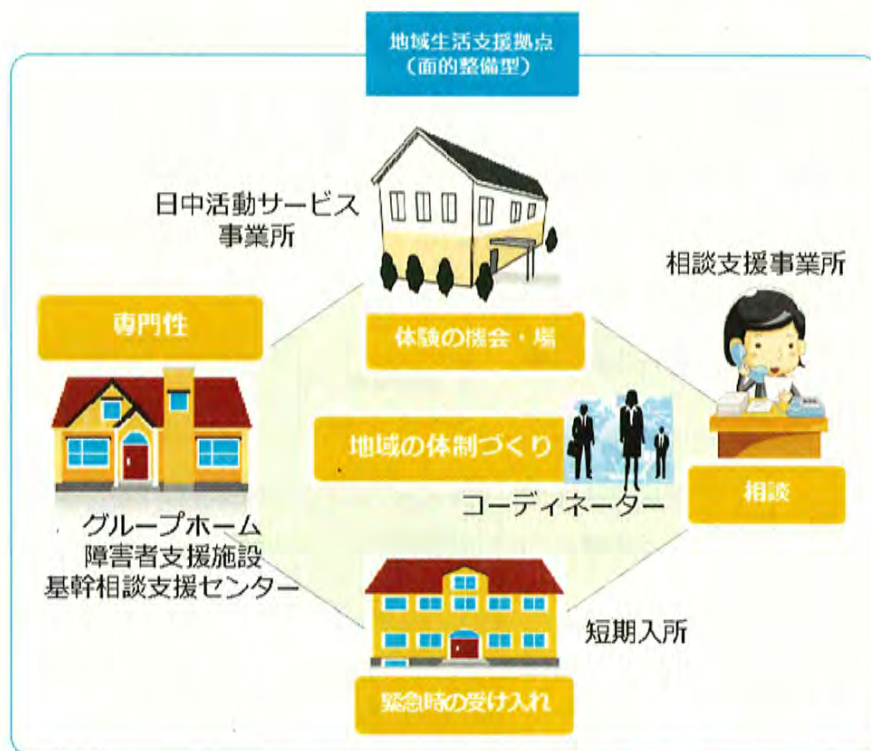
3 地域生活支援拠点等の整備

地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるため、以下の機能が果たされるよう、地域生活支援拠点として、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備が求められています。

- (1) 地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供
- (2) ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保
- (3) 人材の確保・養成・連携等による専門性の確保
- (4) サービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくり

佐久市は、自立支援協議会において、協議を進め、障害福祉サービス事業所等と連携し、支援に必要な機能を分担し、面的な支援体制を整備します。

目 標 項 目	目 標 内 容
地域生活支援拠点等の整備	平成30年度末までに、圏域に地域生活支援の機能の面的な体制を整備する。今後も検証・評価を行い、更なる機能の強化・充実を図る。



厚生労働省ホームページより引用

4 福祉施設から一般就労への移行等について

(1) 目標値について

福祉的就労から一般就労への移行を進めるため、平成32年度末における一般就労移行者の目標人数を16人と設定します。

そして、平成32年度末における、一般就労のために必要な訓練を行う就労移行支援事業の利用者数の目標人数を14人と設定します。

また、平成32年度における佐久市内の就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合の目標を67%（3事業所中2事業所）、就労定着支援1年後の就労定着率の目標を80%と設定します。

(2) 推進に向けた施策

ア 障害者就業・生活支援センターと連携し、トライアル雇用やジョブコーチ等の事業を活用し、円滑な就労移行と職場定着の支援を推進します。

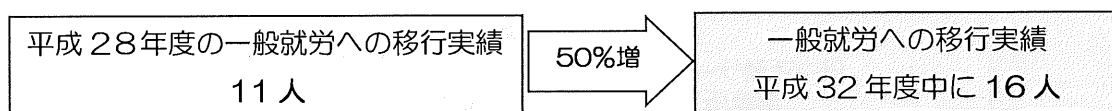
イ 自立支援協議会において、地域における課題と対策について協議し、関係機関との連携を図り、障がい者雇用の促進を図ります。

ウ 障がい者自身がそれぞれの能力を十分に発揮できるように、職業リハビリテーションに関する情報等の必要な情報を関係機関に周知します。

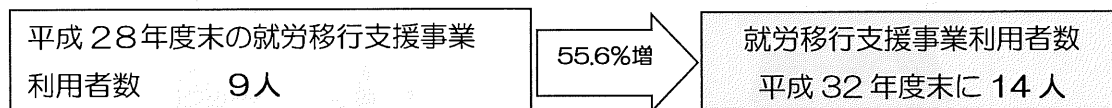
エ 障がい者一人ひとりにとって、最も適した「働く場」で働けるよう、また、安定して働き続け、働く力を伸ばしていけるよう、就労アセスメントを実施します。

【福祉施設を利用している障がい者の一般就労への移行に関する目標】

福祉施設から一般就労へ移行した障がい者数



就労移行支援事業の利用者数



目 標 項 目	平成28年度 (実績)	平成30年度 (見込み)	平成31年度 (見込み)	平成32年度 (見込み)
福祉施設から一般就労への移行者数	11人	12人	14人	16人
就労移行支援事業利用者数	9人	10人	12人	14人

就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所の割合

目標項目	平成30年度 (見込み)	平成31年度 (見込み)	平成32年度 (見込み)
就労移行支援事業所数	2箇所	3箇所	3箇所
就労移行率が3割以上の 事業所数	1箇所	2箇所	2箇所
就労移行率が3割以上の 事業所の割合	50%	67%	67%

就労定着支援事業による支給開始1年後の職場定着率

目標項目	平成30年度 (見込み)	平成31年度 (見込み)	平成32年度 (見込み)
定着率		80%	80%

〈参考：第4期までの進捗状況〉

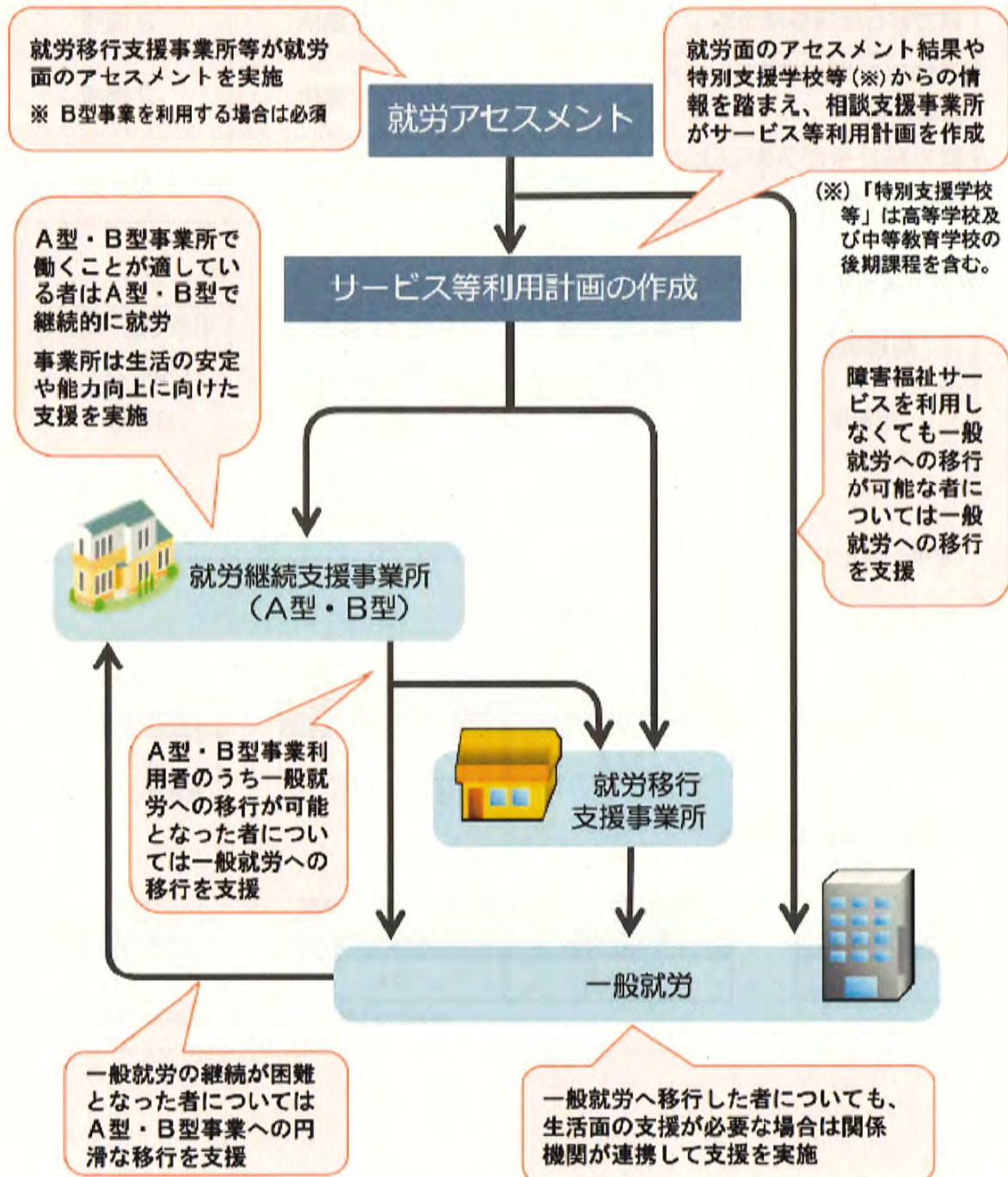
福祉施設から一般就労へ移行した障がい者数

基準値	福祉施設から一般就労へ移行した障がい者数		目標
平成25年度	平成28年度	平成29年度(見込み)	平成29年度
5人	11人	11人	10人
	目標の110%		〈基準値の200%〉

就労移行支援事業利用者数

基準値	福祉施設から一般就労へ移行した障がい者数		目標
平成25年度	平成28年度	平成29年度(見込み)	平成29年度
18人	9人	9人	29人
	目標の31%		〈基準値の161%〉

各支援機関の連携による就労支援のイメージ



厚生労働省ホームページより引用

5 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児支援を行うに当たっては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが大切です。

このため、障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から、身近な地域で支援できるよう、障がいの種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、障がい児のライフステージに沿って、保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図る必要があります。

さらに、障がい児が地域の保育、教育等の支援を利用し、障がいの有無に関わらず児童が共に成長できるよう、障がい児支援を通じて、地域社会への参加や包容（インクルージョン）の推進も重要となります。

上記を踏まえて、「障害児福祉計画」の基本指針に即し、次の目標を定めます。

（１）児童発達支援センターの設置

佐久市では、親子療育を基本とした児童発達支援事業所「佐久市療育支援センター」を開所しています。

さらなる支援体制強化のため、相談支援事業を含めた児童発達支援センターを新たに設置し、地域における中核的な支援施設として位置づけていきます。

項 目	目 標
児童発達支援センターの設置	平成 32 年度末までに利用できる体制を整備する

（２）保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

保育所等を利用中で発達の気になる児童に対して、現在も「はぐくみ相談」として臨床心理士や保健師が保育所等に訪問し、成長に応じた発達の状況や子育てに対する不安等の相談に応じており、相談件数は年々増加しています。

こうした相談件数の増加や相談内容の多様化に対応するため児童発達支援センターで行う保育所等訪問支援の拡充を図っていきます。

項 目	目 標
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	平成 32 年度末までに利用できる体制を整備する

(3) 重症心身障がい児を支援するサービス事業所の確保

医療的ケアを必要とする重症心身障がい児は、一般の障害児通所支援や放課後等デイサービスでは支援を受けることが難しい状況にあります。このため、重症心身障がい児を主に支援する事業所が必要となりますが、本市ではこうした事業所は少なく、身近な地域で支援を受けられる状況に至っていません。

身近な地域で必要な支援を受けられるように地域での支援体制の充実を図り、受け入れ体制を強化する中で、家庭等の負担を軽減します。

項 目	目 標
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所	平成 32 年度末までに利用できる体制を整備
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所	平成 32 年度末までに利用できる体制を整備

(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各分野の、関係者が連携を図るための協議の場を、平成 30 年度中に佐久圏域自立支援協議会療育部会内に設置し、支援体制について検討していきます。

項 目	目 標
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	平成 30 年度末までに佐久圏域自立支援協議会療育部会内に設置

第5章 障害福祉サービス等の必要な量の見込み

1 障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量（活動指標）の見込み及び見込み量確保のための方策

障害福祉サービス等の必要な見込み量については、第4期計画の進捗状況を踏まえ、障害福祉サービス等に対するニーズ及び特別支援学校卒業生等の状況を勘案し、平成32年度末までに必要とされる障害福祉サービス等の必要量を推計しました。

なお、障害者総合支援法のサービスは利用形態により、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービスに区分されます。また、児童福祉法に基づくサービスとして、障がい児支援があります。

（1）訪問系サービス

住み慣れた地域や家庭で安心して暮らせるように、障がい者等の在宅支援を図るサービスの必要な量を見込みます。

ア 訪問系サービス内容一覧

サービス名	サービス内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等のほか、調理、洗濯及び掃除等の家事の援助を行います。また、通院等の介助も行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障がい、もしくは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する方で、常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方に、移動に必要な情報提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危機を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

イ 訪問系サービスの必要な量の見込み（各年度 1 か月当たりの平均）

サービス名	単位	実績	見込み			
		平成 28 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
居宅介護	利用時間 (時間)	3,394	3,530	3,600	3,672	
	利用者数 (人)	188	194	197	200	
重度訪問介護	利用時間 (時間)	0	8	12	18	
	利用者数 (人)	0	2	3	4	
同行援護	利用時間 (時間)	100	121	133	146	
	利用者数 (人)	12	14	15	16	
行動援護	利用時間 (時間)	2,002	2,042	2,062	2,082	
	利用者数 (人)	70	72	73	74	
重度障害者等 包括支援	利用時間 (時間)	0	0	0	0	
	利用者数 (人)	0	0	0	0	

ウ 必要見込み量確保のための施策

- サービスを安定的に提供できるよう、指定サービス事業所の確保と、障がいの種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施を事業所に働きかけます。
- 計画相談支援事業を活用し、利用者のニーズに応じたサービスの提供の適性化を図るとともに、適切なサービスの支給量の検証を行います。
- 関係機関と連携を密にし、障がい者の自立に向けて、個人の状態に応じた適切なサービスの提供ができるよう、サービスの質の向上を図ります。

(2) 日中活動系サービス

障がい者の日中活動の場を確保するため、就労、生産活動の機会の提供、必要な訓練等を行う日中活動系サービスの必要な量を見込みます。

ア 日中活動系サービス内容一覧

サービス名	サービス内容
生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	一定期間、理学療法等のリハビリテーションや生活能力向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	一定期間、入浴や排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 A 型	一般企業等での就労が困難な方のうち、適切な支援により雇用契約に基づき就労することが可能な方に、雇用して就労する場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 B 型	雇用契約に基づく就労が困難である方に、働く場を提供するとともに、生産活動を通して、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	一般就労に移行した方に、企業や関係機関との連絡調整等を行うとともに、就労に伴い生じる生活面の課題解決に向けて必要な支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
短期入所	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

イ 必要な量の見込み（各年度 1 か月当たりの平均）

サービス名	単位	実績	見込み			
		平成 28 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
生活介護	利用日数 (人日)	5,157	5,470	5,634	5,803	
	利用者数 (人)	266	281	289	297	
自立訓練 (機能訓練)	利用日数 (人日)	38	45	49	53	
	利用者数 (人)	3	5	6	7	
自立訓練 (生活訓練)	利用日数 (人日)	109	119	124	130	
	利用者数 (人)	8	10	11	12	
就労移行 支援	利用日数 (人日)	161	163	164	165	
	利用者数 (人)	10	10	11	12	
就労継続 支援 A 型	利用日数 (人日)	246	246	248	250	
	利用者数 (人)	13	13	14	15	
就労継続 支援 B 型	利用日数 (人日)	3,306	3,507	3,612	3,720	
	利用者数 (人)	207	219	225	231	
就労定着支援	利用者数 (人)		5	6	7	
療養介護	利用者数 (人)	13	14	15	16	
短期入所 (福祉型)	利用日数 (人日)	194	196	197	198	
	利用者数 (人)	44	46	47	48	
短期入所 (医療型)	利用日数 (人日)	42	44	45	46	
	利用者数 (人)	4	6	7	8	

ウ 必要見込み量確保のための施策

- 一般就労へ結びつけるための適切なサービスの提供が行えるよう、就労アセスメントを行うなど、関係機関と連携して支援します。
- 一般就労が困難な障がい者に、個人のニーズや適性に合わせた日中活動の場を提供するとともに、サービスの質の向上を図ります。
- 特別支援学校卒業生等の就労先や日中活動の場を確保するため、学校・ハローワーク・障害福祉サービス事業所等との連携を図り、早期からの対応を進めます。
- 県、佐久圏域市町村、自立支援協議会等の関係機関と連携し、不足しているサービスについて、必要な基盤整備に努めます。

(3) 居住系サービス

障がい者の生活基盤である居住の場を確保するため、居住の場を提供し、日常生活上の援助、介護等を行う居住系サービスの必要な量を見込みます。

ア 居住系サービス内容一覧

サービス名	サービス内容
自立生活援助	ひとり暮らしをしている方に、定期的な居宅訪問や随時の相談対応により、地域生活に必要な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、主に夜間において、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

イ 必要な量の見込み（各年度 1 か月当たりの平均）

サービス名	単位	実績	見込み		
		平成 28 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自立生活援助	利用者数 (人)		3	4	5
共同生活援助	利用者数 (人)	112	120	124	128
施設入所支援	利用者数 (人)	147	146	145	145

ウ 必要見込み量確保のための施策

- 計画的なグループホーム等の施設整備を事業所等に働きかけるとともに、宿泊型自立訓練等による宿泊体験を行い、地域移行の推進を図ります。
- 居住系サービスの入所者が安心して暮らせるよう、合理的配慮や虐待の防止等を徹底し、人権尊重を基本とした利用者の生活の質の向上に努めます。

(4) 相談支援事業

障がい者が地域で自分らしく安心して暮らすため、障害福祉サービスの利用支援、地域移行に関する相談等の必要な相談支援を行う相談支援事業の必要な量を見込みます。

ア 相談支援事業内容一覧

事業名	サービス内容
計画相談支援	障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。また、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整等を行います。
地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障がい者、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障がい者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

イ 必要な量の見込み（各年度1か月当たりの平均）

サービス名	単位	実績	見込み			
		平成 28年度	平成 30年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
計画相談支援	利用者数 (人)	172	174	175	176	
地域移行支援	利用者数 (人)	0	1	2	3	
地域定着支援	利用者数 (人)	2	28	29	30	

ウ 必要見込み量確保のための施策

- 相談支援専門員の増加、相談支援事業所の拡充を推進し、特定・一般相談支援の提供体制の充実を図ります。
- 相談支援事業所を対象とした連絡会を開催し、相談支援に関する課題を共有、協議し、相談支援体制を強化します。
- 市に提出されたサービス等利用計画を検証し、相談支援専門員に指導、助言等を行い、相談支援事業の質の向上を図ります。

(5) 障がい児支援

障がいのある子どもが可能な限り身近な地域で必要な支援が受けられるよう、必要な障がい児支援の量を見込みます。

ア 障がい児支援内容一覧

サービス名	サービス内容
児童発達支援	未就学の障がい児に対して、施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹機能に障がいがあり、理学療法等の機能訓練や医療的管理下での支援等が必要と認められた児童に対して、児童発達支援等を行います。
放課後等デイサービス	学校就学中の障がい児に対して、放課後や休業日に施設において、生活能力の向上のための訓練等を行います。
保育所等訪問支援	保育所等に通う障がい児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。
居宅訪問型児童発達支援	障害児通所支援を受けるために外出することが困難な障がい児に対して、居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の発達支援を行います。
福祉型障害児入所支援	障害児入所施設に入所する障がい児に対して、保護、日常生活の指導、知識技能の付与を行います。
医療型障害児入所支援	障害児入所施設または指定医療機関に入所等をする障がい児に対して、保護、日常生活の指導、知識技能の付与及び治療を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障がい児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障がい児支援利用計画の作成を行います。また、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

イ 必要な量の見込み（各年度 1 か月当たりの平均）

サービス名	単位	実績	見込み			
		平成28年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
児童発達支援	利用日数（人日）	120	122	123	124	
	利用児童数（人）	60	62	63	64	
医療型児童 発達支援	利用日数（人日）	0	0	0	0	
	利用児童数（人）	0	0	0	0	
放課後等デイ サービス	利用日数（人日）	1,255	1,331	1,370	1,411	
	利用児童数（人）	46	56	62	69	
保育所等 訪問支援	利用日数（人日）	0	0	0	0	
	利用児童数（人）	0	0	0	0	
居宅訪問型 児童発達支援	利用日数（人日）		10	20	30	
	利用児童数（人）		1	2	3	
福祉型児童 入所支援	利用児童数（人）	0	0	0	0	
医療型児童 入所支援	利用児童数（人）	10	10	10	9	
障害児相談支援	利用児童数（人）	22	31	37	44	
医療的ケア児に 対する関連分野 の支援を調整す るコーディネー ター	配置人数（人）	0	0	0	2（佐久圏域）	

ウ 必要見込み量確保のための施策

- 身近な地域において必要な支援が受けられるよう、事業所に児童発達支援や放課後等デイサービスの拡充を働きかけます。
- 障がいの早期発見、早期療育のために、母子保健事業との連携や専門職による相談支援により、必要なサービスの提供を図ります。
- 障がいの特性に応じた適切なサービスの提供が行えるよう、保育所、学校等の関係機関と連携を密にし、支援します。
- 障害児相談支援事業所の拡充を図り、障害児相談支援の体制を強化します。

2 障害福祉サービス等の基盤整備

障害福祉サービス等の必要な量の見込みから、それぞれのサービスの種類ごとに必要な定員数又は事業所数を見込みます。

県との協働により必要な障害福祉サービス等の基盤整備を計画的に推進します。

(1) 障害福祉サービス

サービス名	単位	実績	見込み			
		平成 28 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
生活介護	定員数 (人)	234	249	256	264	
【再掲】生活介護 (通所のみ)		60	64	66	68	
※自立訓練 (機能訓練)		2	2	2	2	
自立訓練 (生活訓練)		5	5	6	6	
就労移行支援		7	7	7	8	
就労継続 支援 A 型		11	11	11	11	
就労継続 支援 B 型		150	159	164	169	
就労定着支援			5	6	7	
※療養介護		13	14	15	16	
短期入所 (福祉型)		16	16	16	17	
短期入所 (医療型)		4	4	4	4	
自立生活援助			3	4	5	
共同生活援助		107	116	121	125	
施設入所支援		141	141	140	140	
特定相談支援	事業所数 (箇所数)	15	15	16	18	

※自立訓練（機能訓練）及び療養介護については、佐久市内に事業所が無い場合、市外の事業所等の利用を見込む。

(2) 障がい児支援

サービス名	単位	実績	見込み		
		平成28年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援	定員数 (人)	5	6	6	6
医療型児童発達支援		0	0	0	0
放課後等デイサービス		50	53	55	56
福祉型障害児入所支援		0	0	0	0
*医療型障害児入所支援		10	11	12	13
障害児相談支援	事業所数 (箇所数)	9	9	10	12

※医療型障害児入所支援については、市内に事業所が無いいため、市外の事業所等の利用を見込む。

第6章 地域生活支援事業の見込み量

1 地域生活支援事業の見込み量

障がい者の地域生活を支援するため、障がい者のニーズを踏まえ、自立支援給付サービスを補完し、効率的・効果的なサービスの提供を行う地域生活支援事業（P10参照）の必要な量を見込みます。

（1）理解促進研修・啓発事業

障がい者等が日常生活又は社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるための研修・啓発を推進します。

種類	単位	実績	見込み			
		平成 28 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
理解促進研修 ・啓発事業	実施の有無 有:1 無:0	1	1	1	1	

（2）自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい者等やその家族、地域住民が自発的に行う活動に対して支援し、共生社会の実現を図ります。

種類	単位	実績	見込み			
		平成 28 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
自発的活動 支援事業	実施の有無 有:1 無:0	0	1	1	1	

(3) 相談支援事業

障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行っている方からの相談に応じて、必要な情報の提供、助言等を行うとともに、権利擁護のための必要な援助を行います。

種類	単位	実績	見込み			
		平成 28 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
障害者相談 支援事業	実施箇所数	2	2	2	2	
	基幹相談支援 センター	0	0	0	0	
相談支援機能 強化事業	実施の有無 有:1 無:0	0	0	0	0	
住宅入居等 支援事業	実施の有無 有:1 無:0	0	0	0	0	

〈参考〉

障害者相談支援事業	障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、障がい者等の権利擁護のために必要な相談支援を実施する。
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的な相談業務（身体障がい・知的障がい・精神障がい）及び成年後見制度利用支援事業等を実施する。
相談支援機能強化事業	市町村における相談支援事業が適切かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することや、地域における相談支援事業者に対する専門的な指導・助言、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施する。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、障がい者等の地域生活を支援する。

(4) 成年後見制度利用支援事業

判断能力が十分でなく、成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、制度の利用を支援し、障がい者の自立した生活と権利擁護を図ります。

種類	単位	実績	見込み			
		平成 28 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
成年後見制度 利用支援事業	実利用者数	3	4	4	4	
成年後見制度法人 後見支援事業	実施の有無 有:1 無:0	0	0	0	0	

〈参考〉

成年後見制度利用支援事業	知的及び精神障がい者で、判断能力が十分でない方の自立した生活支援のため、成年後見制度の市長申立てに要する経費（登録手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬を助成します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

(5) 意思疎通支援事業

意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳者又は要約筆記者を派遣し、意思疎通の円滑化を図ります。

種類	単位	実績	見込み			
		平成 28 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
手話通訳者・要約 筆記者派遣事業	延べ派遣人数	194	175	187	200	
手話通訳者 設置事業	実設置者数	1	1	1	1	

(6) 日常生活用具給付等事業

重度障がい者等に対して、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付と住宅改修費の助成を行い、日常生活の支援を推進します。

種類	単位	実績	見込み			
		平成 28 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
介護・訓練支援用具	給付等件数	13	15	16	17	
自立生活支援用具	給付等件数	28	30	31	32	
在宅療養等支援用具	給付等件数	15	17	18	19	
情報・意思疎通支援用具	給付等件数	26	28	29	30	
排泄管理支援用具	給付等件数	2,134	2,306	2,397	2,492	
住宅改修費	給付等件数	6	8	9	10	

〈参考〉

介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、移動用リフトなど身体介護、訓練を支援する用具など
自立生活支援用具	入浴補助用具や歩行支援用具など、入浴、食事、移動などの自立生活を支援するための用具
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、パルスオキシメーター、ネブライザーなど、在宅療養などを支援するための用具
情報・意思疎通支援用具	盲人用時計、点字器、情報・通信支援用具など、情報収集、情報伝達や意思疎通などを支援するための用具
排泄管理支援用具	ストーマ装具、紙おむつなど、排せつ管理を支援する用具
住宅改修費	障がい者の居宅における円滑な生活動作などを図るための小規模な住宅の改修

(7) 手話奉仕員養成研修事業

手話で日常生活を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した方を養成し、意思疎通を図ることに支障がある聴覚障がい者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援します。

種類	単位	実績	見込み			
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
手話奉仕員養成研修事業	実養成講座修了者数	11		10		

(注) 2 年間(基礎・応用)の養成講座の受講を経て、修了者と認定される。

(8) 移動支援事業

屋外での移動に困難がある障がい者等について、外出のための支援を行い、地域での自立生活及び社会参加の促進を図ります。

種類	単位	実績	見込み		
		平成 28 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
移動支援事業	実利用者数	128	152	166	181
	延べ利用時間数	8,708	10,336	11,288	12,308

(9) 地域活動支援センター

障がい者等の日中活動の場として、創作的活動や生産活動へ参加する機会、社会との交流等の機会の提供を行い、地域生活支援の推進を図ります。

種類	単位	実績	見込み		
		平成 28 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
地域活動支援センター	実施箇所数	2	2	2	2
	実利用者数	51	51	52	53

(10) 訪問入浴サービス事業

重度身体障がい者に対し、訪問による入浴サービスを行い、重度身体障がい者の心身の健康を増進するとともに、家庭介護の負担の軽減を図ります。

種類	単位	実績	見込み		
		平成 28 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
訪問入浴サービス事業	実施事業所数	2	3	3	3
	実利用者数	11	12	13	14

(11) 日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を確保することにより、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。

種類	単位	実績	見込み		
		平成 28 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
日中一時 支援事業	実利用者数	103	104	108	112
	延べ利用時間数	17,035	18,039	18,815	19,625

2 見込み量確保のための方策

- (1) 相談支援事業等を通じて利用者及びその家族のニーズを把握し、ニーズや障がいの特性に応じた適切なサービスの提供に努め、障がい者が地域の一員として自立し、社会参加できる環境づくりを推進します。
- (2) 利用者及びその家族への日常的な援助を充実し、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、各種事業の周知を図り、地域生活支援事業の利用促進を図ります。
- (3) 利用者及びその家族のニーズに応じられるよう、関係機関と連携を図り、サービスの提供体制の充実を図ります。
- (4) 自立支援協議会を中心として地域の関係機関との連携を図り、計画の推進に関する必要な事項の協議、検討を行うとともに事業等の推進を図ります。

第5期佐久市障害福祉計画及び
第1期佐久市障害児福祉計画
平成30年3月
発行／佐久市福祉部福祉課
〒385-8501
長野県佐久市中込 3056 番地

第5期佐久市障害福祉計画及び第1期佐久市障害児福祉計画の概要

計画の概要

- ・障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、国の基本指針に即して、障害福祉サービス等の提供体制の確保のための数値目標を設定した計画である。

基本理念

- ・障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ・市を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施
- ・入所から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ・地域共生社会の実現に向けた取組
- ・障がい児の健やかな育成のための発達支援

計画の期間

- ・平成30年度から平成32年度までの3か年

<佐久市が作成した障がい者に関する計画>

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
障害者プラン				第一次障がい者プラン(前期・後期)										第二次障がい者プラン					
障害福祉計画				第1期	第2期	第3期	第4期	第5期											
障害児福祉計画													第1期						

計画の位置づけ

- ・第二次佐久市総合計画を上位計画とし、佐久市の障がい者施策の基本的な方向性を定めた第一次佐久市障がい者プラン(平成21年度～平成30年度)を踏まえた計画である。

第二次佐久市総合計画

第三次佐久市地域福祉計画 (社会福祉法)

第一次佐久市障がい者プラン(障害者基本法)

第5期佐久市障害福祉計画及び第1期佐久市障害児福祉計画 (障害者総合支援法及び児童福祉法)

計画のポイント

【障害福祉計画】

- ・施設入所者の地域生活への移行
- ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築(項目の見直し)
- ・地域生活支援拠点等の整備
- ・福祉施設から一般就労への移行(支援1年後の定着率80%以上を新たに設定)

【障害児福祉計画】

- ・障がい児支援の提供体制の整備等(新たな項目)

「障がい」という表記について

「障害」の「害」の字は、「有害」「被害」などの否定的でマイナスのイメージが強い言葉に用いられるため、本計画では、「障害」の表記を法令名、固有名詞などを除き、原則として、「障がい」と表記している。

第5期佐久市障害福祉計画及び第1期佐久市障害児福祉計画(平成30年度～平成32年度)

成果目標

目標項目	基準となる数値	目標割合	目標値
施設入所者の地域生活への移行者数	158人 (平成28年度末の入所者数)	のうち12%	19人 (平成32年度)
施設入所者の減少数	158人 (平成28年度末の入所者数)	のうち2.5%	4人 (平成32年度)
福祉施設から一般就労への移行者数	11人 (平成28年度)	の1.5倍増	16人 (平成32年度)
就労移行支援事業利用者数	9人 (平成28年度末)	の55.6%増	14人 (平成32年度末)
目標項目	目標内容		
就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合	平成32年度において、佐久市内の移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合の目標を67%とする。		
就労定着支援1年後の就労定着率	80%とする。		
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について	平成32年度末までに、圏域に保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する。		
地域生活支援拠点等の整備	平成30年度末までに、圏域に地域生活支援の機能の面的な体制を整備する。今後も検証・評価を行い、更なる機能の強化・充実を図る。		
障がい児支援の提供体制の整備等	目標内容		
児童発達支援センターの設置	平成32年度末までに利用できる体制を整備する		
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	平成32年度末までに利用できる体制を整備する		
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所	平成32年度末までに利用できる体制を整備する		
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所	平成32年度末までに利用できる体制を整備する		
医療的ケア児のための協議の場の設置	平成30年度末までに佐久圏域自立支援協議会療育部会内に設置する		

活動指標

						1か月当たりの利用量					
サービス名	単位	28年度 (実績)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)	サービス名	単位	28年度 (実績)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度包括支援	時間	5,496	5,701	5,807	5,918	短期入所(福祉型)	人日分	194	196	197	198
							人	44	46	47	48
	人	270	282	288	294	短期入所(医療型)	人日分	42	44	45	46
							人	4	6	7	8
						自立生活援助	人		3	4	5
生活介護	人日分	5,157	5,470	5,634	5,803	共同生活援助	人	112	120	124	128
	人	266	281	289	297	施設入所支援	人	147	146	145	145
自立訓練(機能訓練)	人日分	38	45	49	53	計画相談支援	人	172	174	175	176
	人	3	5	6	7	地域移行支援	人	0	1	2	3
自立訓練(生活訓練)	人日分	109	119	124	130	地域定着支援	人	2	28	29	30
	人	8	10	11	12	【障害児支援】					
就労移行支援	人日分	161	163	164	165	児童発達支援	人日分	120	122	123	124
	人	10	10	11	12	医療型児童発達支援	人	60	62	63	64
就労継続支援(A型)	人日分	246	246	248	250	放課後等デイサービス	人日分	1,255	1,331	1,370	1,411
	人	13	13	14	15		人	46	56	62	69
就労継続支援(B型)	人日分	3,306	3,507	3,612	3,720	保育所等訪問支援	人日分	0	10	20	30
	人	207	219	225	231	居宅訪問型児童発達支援	人	0	1	2	3
就労定着支援	人		5	6	7	障害児入所支援	人	10	10	10	9
療養介護	人	13	14	15	16	障害児相談支援	人	22	31	37	44
※平成28年度の実績を基準値として平成30年度以降の数値を見込む。						医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	人 (配置人数)	0	0	0	2 (佐久圏域)

障がい者手帳所持者数の推移

※障がい者・児数は手帳所持者数

	平成26年度末	平成27年度末	平成28年度末
障がい者・児数	6,077人	6,093人	6,095人
身体障がい者・児数	4,347人	4,298人	4,262人
知的障がい者・児数	872人	894人	918人
精神障がい者・児数	858人	901人	915人
佐久市内総人口	99,650人	99,616人	99,429人

基盤整備

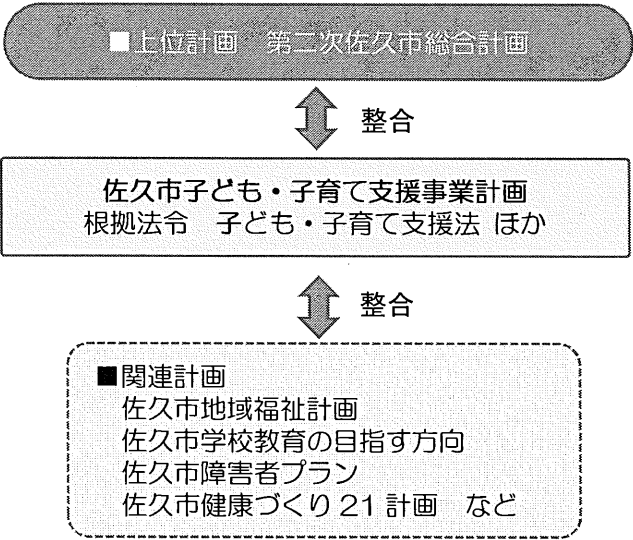
サービス名	単位	28年度 (実績)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
生活介護	定員数 (人)	234	249	256	264
生活介護(通所のみ)再掲		60	64	66	68
自立訓練(機能訓練)		2	2	2	2
自立訓練(生活訓練)		5	5	6	6
就労移行支援		7	7	7	8
就労継続支援(A型)		11	11	11	11
就労継続支援(B型)		150	159	164	169
就労定着支援			5	6	7
療養介護		13	14	15	16
短期入所(福祉型)		16	16	16	17
短期入所(医療型)		4	4	4	4
自立生活援助			3	4	5
共同生活援助		107	116	121	125
施設入所支援		141	141	140	140
特定相談支援	事業所数	15	15	16	18
【障害児支援】					
児童発達支援	定員数 (人)	5	6	6	6
医療型児童発達支援		0	0	0	0
放課後等デイサービス		50	53	55	56
障害児入所支援		10	11	12	13
障害児相談支援	事業所数	9	9	10	12

※平成28年度の実績を基準値として平成30年度以降の数値を見込む。

第1期 佐久市子ども・子育て支援事業計画

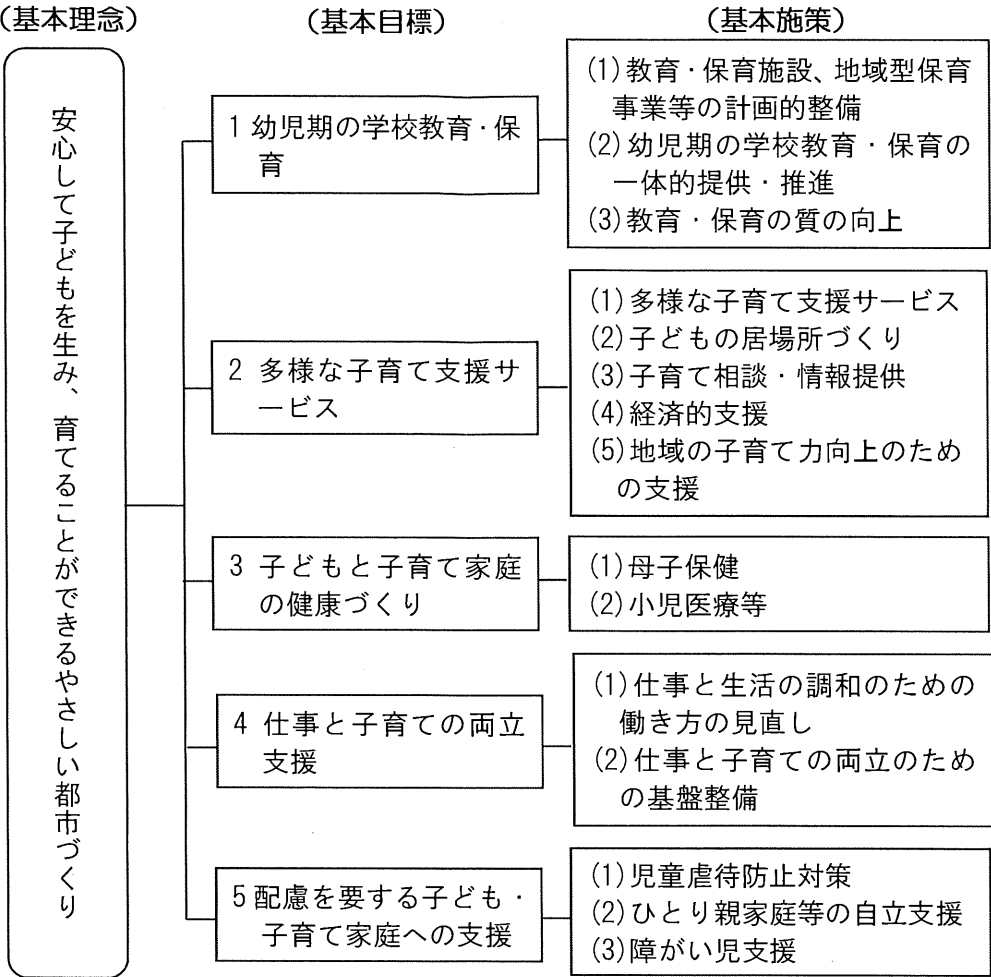
1 計画の位置付け

- 子ども・子育て支援法 61 条に基づく法定計画です。
- 本計画は「教育・保育施設等の計画的整備」や「質の高い幼児期の教育・保育の一体的な提供」と併せ、「地域子育て支援の充実」など15の施策を推進しています。
- 上位計画である佐久市総合計画をはじめ、地域福祉計画、学校教育の目指す方向、障害者プラン等との整合を図っています。
- 計画期間は平成27年度から平成31年度までの5年間。



2 施策の体系と展開

15の基本施策のもと、具体的な事業の「必要量」を見込み、「提供量」を目標数値として明示、計画期間内でどのように提供量を確保するか（確保方策）の方向性を定めています。



《計画に掲載している事業を紹介します》

基本施策：2-(1)多様な子育て支援サービス
(多様な子育て支援サービスを提供することにより、安心して子育てができる環境を確保します)

具体的な事業：「延長保育事業」
必要量の見込み：平成25年度末の登録者、児童数の推計、就学前児童の保護者へのニーズ調査、国の算定手引きをもとに算定 (単位：人)

年度	27	28	29	30	31
①量の見込み	653	653	644	641	640
②確保方策	653	653	644	641	640
②-①	0	0	0	0	0

確保方策、確保の方向性：
現在19公立保育所（平成27年度計画策定当時）・9私立保育所にて実施しています。現状の体制を維持し、量の見込みを確保します。
これまで実施してきた延長保育を引き継ぐ取り組みを行うとともに、児童の健やかな成長に必要な「家庭保育時間確保」の視点をもって、保護者の就労支援とバランスに配慮したサービス提供に取り組みます。

第2期 佐久市子ども・子育て支援事業計画

1 計画の位置付け

位置付けについては第1期支援事業計画と同様です。
計画期間は平成32年度から平成36年度までの5年間となります。

2 計画策定にあたり

近年の急速な少子化・核家族化の進行、経済の低成長、保護者の就労環境の変化、地域の連帯感の希薄化などにより、子どもや家庭を取り巻く社会環境は大きく変化し、子育て支援ニーズは増加し、かつ多様化しています。また、子どもを生みたい人が安心して健やかに生み育てることのできる社会、子育てをする人が子育てに伴う喜びを実感できるような社会を形成していくことが、より必要とされています。

計画の策定にあたっては、第1期支援事業計画の評価及び分析を行い、子育て世代のニーズ、教育・保育施設等の実情を把握し、本市の実情に合った計画を策定します。

3 計画策定の流れ

